

官報

号外 昭和二十三年五月三十日

○第二回衆議院會議錄第五十二号

昭和二十三年五月二十九日(土曜)

午後二時三十三分開議

議事日程 第四十八号

昭和二十三年五月二十九日(土曜)
日)

午後一時開議

第一 政府職員の新給與実施に関する法律案(内閣提出)

第二 裁判官の報酬等に関する法律案(内閣提出)

第三 檢察官の俸給等に関する法律案(内閣提出)

第四 墓地、埋葬等に関する法律案(内閣提出)

第五 食肉輸入取締規則を廃止する法律案(内閣提出)

第六 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 國際労働機關への復帰に関する法律案(内閣提出)

第九 自由討議 (前会の続)

する決議案(米窪清亮君外二名提出)(委員会審査省略要求事件)

第九 自由討議 (前会の続)

○議長(松岡駒吉君) これより会議を開きます。

○議長(松岡駒吉君) 新たに議席に着かれました議員を紹介いたします。

第五十番、宮城県第二区選出高橋清治郎君。

〔高橋清治郎君起立〕

〔拍手〕

○議長(松岡駒吉君) 第二百七十一番、宮城県第二区選出大石武一君。

〔大石武一君起立〕

〔拍手〕

建設省設置に関する緊急質問(今村忠助君提出)

○山下榮二君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、今村忠助君提出、建設省設置に関する緊急質問を許可せられんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 山下君の動議に御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

建設省設置に関する緊急質問を許可いたします。今村忠助君。

○今村忠助君 私は、民主自由党を代表いたしましたして、建設省設置に関する緊急質問をいたしたいと思つております。

建設省をつくるのだという感じがいたすのであります。

現在國民は、うずまきインフレの洪水の中にありまして、一日も早く政府が徹底した行政整理を断行して歴大なる財政支出の根源を絶つことを要望してゐるのであります。が、われわれも、先ほど申し通り、敗戦後の日本の建設には、どうしても一大建設省の

ではないかといふことをまず感ずるのではありません。(拍手)殊に、多年の懸案になつておきながら、各省のセクショナリズムに禍なれまして、今日まで実現をみなかつたところの建設行政の一元化が、依然として行われぬといひましたならば、まことに悲しむべきことであると思ふなければならぬのであります。私は、敗戦後における日本の各都市の、おそろしくみじめな姿になつたのを見るにつけて、あるいはまた戦時中見捨てられておつた山野、河川の荒廢に歸しておる姿を見るにつけて、当然これらの問題を解決するためには、大きな建設省を設置して、これに當るべきであると思つております。が、現内閣の人々は、大臣・宰相の地位の一日も長からんことを求めまして、國家國民の前途を何ら考えず、ただ安易の途を求めてお座なりの建設省をつくるのだという感じがいたすのであります。

第一に芦田総理大臣にお尋ねいたしたいことは、焦土化しておるところの大都市をしばしば「ごらん」になられて、しかも東京・大阪のごとき都市は、復興わずかに十三、四パーセントにしか達しておらぬという事実を、御存じであるのでありましょうか。殊に、荒廢に歸せられておりました山野・河川のご

ごときものを設置いたしましたして、都市の再建にも、山野の開発にも当らなければならぬといふことを痛感してゐるのであります。実に全建設力を結集いたしまして、総合的に國土を開発建設することが、日本の今日の最も基礎的な対策でなければならぬと思ふのであります。また建設力を結集することが、多年官界の弊風であつたところのセクショナリズムを一掃いたしましたして、官界の民主化を実現するものであると思ひます。またこれによつて、人員のみならず、資材の点においても多くの節約を見ることができるとは、ないかと信ずるのであります。すなわち一石三鳥ともなるべき國家の根本的対策がここにあると思ひます。初めといたしまして、関係各大臣に、次の各項についてお尋ねしてみたいと思ひます。

第一に芦田総理大臣にお尋ねいたしたいことは、焦土化しておるところの大都市をしばしば「ごらん」になられて、しかも東京・大阪のごとき都市は、復興わずかに十三、四パーセントにしか達しておらぬという事実を、御存じであるのでありましょうか。殊に、荒廢に歸せられておりました山野・河川のご

四九

昭和二十五年三月三十一日
第三回郵便物認可

ときは、一例を昨年の秋の栗嶽の火災
博覧会でも見られる通り、わずかに箇
所が切れた結果、実に一億七千万円の
復旧費を要するところの大きな災害と
なつてしまつたのであります。これら
の点を考えますと、どうしても総合
的な立場より國土の開発並びに建設と
いうことが考えられなければ新日本の
建設成りがたしと私は思うのでありま
す。殊に、終戦後海外からは七百万に近
い同胞が次々に引揚げておりますし、
また終戦後といつても、一年に
百万に近いところの自然増加があるの
であります。これらの人口増加は、あ
たかも大洪水がひた／＼と押し寄せる
ように、いわゆる失業軍を増しに多く
出しておるのであります。これらの
対策といつては、どうしても公共事
業のごときものを盛んに起すよりほか
に方法がないのではないかと思つので
あります。現在外國におきましては、
イタリーののごときにおいては公共事業
省をもつておりますし、またフラン
スのごときも復興省をもちまして、こ
れら國土建設と必要対策のために、政
府は万全の措置をとつておるのであり
ます。この点に對しまして、芦田總理
大臣は、先ほど申しまするがごとく、
目先ごまかし程度の建設省をつくるの

はどうかと思つてあります。か
くして、新日本建設の基礎ともな
るべき大建設省をつくるお考えがある
のであるか、まずお聞きしてみたいと
思います。

第二番目は、明治維新以來官僚の中
にあるところのセクシヨナリズムとい
うものは、実に言語に絶するに足ると
ころまでまいつております。敗戦の
後、民主化がはなはだ盛んに叫ばれて
おるにもかかわらず、なおこの官界のセ
クシヨナリズムを押し流すだけの程度
に至つておらないといふことをわれわ
れは感じておるのであります。すなわ
ち、行政整理がこの観点からも最も徹
底して行われることを國民は要望いた
しておるのであります。かような立場
から、建設行政を一元化して一大建設
省をつくるべきであるといふことは、
院の内外を問わず、國民の輿論となつ
ておると思つております。すなわ
ち、政府の考へておられるところの建設
に運輸建設本部を加えるのみでなくし
て、農林省の開拓局、商工省の電力
局、運輸省の港務局の大部分の仕事を
これに加えて、山と川と都市と建
物等を一貫した建設行政のもとに一元
化することが、國土建設の上に最も必
要なことではないかと思つてありま
す。これに對しまして、芦田總理大臣

第三に、世間では芦田總理大臣のこ
とを外資導入居士だといつておりま
す。一度口を開くならば、外資導入せ
ずんば祖國再建成りがたしと言われ
ておるのであります。その点は、私も
実は同様に考へております。まさに今
日の經濟崩壊は、外資導入なくしては
防げぬことでありましよう。そのため
に芦田總理大臣は、過日この席におき
まして、共產黨活動の研究もいたして
おると申されました。私は、なお進ん
で社會黨の左派はいかなる性質のもの
であるかの御研究を願うだけでなくし
て、いわゆる公共事業といふものを総
括した一つの官廳のもとに置かなけれ
ば、外資導入をいかほどこちらで叫ん
でも、相手のあることであるとするか
ら、不可能に近いものがあると思は
るのであります。行政整理の面から考
へましても、当然ここに大きな建設省
あるいは公共事業省のごときものを設
置いたしまして、わが敗戦後の日本が
根本的に立ち返る、基礎的な、計画的
な建設の必要であるといふことを痛感
するのであります。

次に、永江農林大臣にお伺いたす
のであります。從來農林省において
は、開拓はすなわち食糧増産なりとい
うお考えであつたのであります。こ
の考えは、すでに終戦後三年になん
んといつたしまして、開拓そのものがた
だちに食糧増産にならないという事実
をお握りであると思つてあります。ま
す。言いかえるならば、治山治水その
他のいわゆる風水害対策に、現在の開
拓に要したくらの金をもし使つたと
いたしたならば、良田美田を流すこと
なくして實質的食糧増産になつてお
るんだと世間はいつておりますが、い
ゆる開拓そのものが食糧増産にならぬ
といふことであるのであります。こ
の点を一休数字の上から御研究になつ
ておるかどうか。なつておるなら、こ
の際明らかに発表していただいて、い
ゆる開拓そのものが食糧増産になる
のだといふ從來の考えを訂正してい
たきたいと思つてあります。

第二段は、開拓といふものが今日反
省されなければならぬ時期にはいつた
と私は思ふのであります。前述のご
とく、開拓すなわち食糧増産といふこ
とができぬものであるといつたしまし
たらば、開拓といふものは、國土開発
の見地と失業対策の上から考えらるべ
きものであると思つてあります。従
來の開拓に対する考えを改めず
に食糧増産ができるという建前にして
おる結果、ほとんど十分とれない農産
物に割当供出をせしめまして、開拓民
は実に泣いておる状態にあるのであり
ます。すなわち食糧増産という言葉に
とられ過ぎまして、開拓民を苦しめ
ておると申し上げるのであります。で
ありますから、いわゆる開拓を國土
開発と失業対策の見地から見るべきも
のであるといふように切替をお考えに
なるかどうかをお聞きしたいので
あります。

第三に、開拓事業が食糧増産にな
らぬといつたしましたならば、当然これは
農林省の所管より、近くつくられると
いふ建設省に移すべきものだと思つ
てあります。これに對しまして農林大
臣はどうお考えでありますか、率直
にお答えいただきたいのであります。

次に、水谷商工大臣にお伺いたす
のであります。電源の開発は、スト
ライク報告にも出ております通り、日
本の必要とする電力の推定は、濁水
期において七百二十万キロワットだ
と申されております。言いかえたなら
ば、今日の倍ほどの電力を必要とする
といふことでありまして、従つて、い
ゆる電源開発は、今後の國家の大き
な事業だと私は思ふのであります。と

ところが、大体発電し得るようなものは、民間においてすでに今日まで開発し終つておるのであります。今後はいろいろ條件の悪いところを開発しなければ、いわゆる電源を求めなければならぬと思つております。そうだといたしましたならば、従来の商工省一本で勝手に発電所を設けるがごときことがありますと、幾多の禍を他に及ぼすということでもあります。一例をあげますと、私の郷里天龍川に沿つて、泰草発電所というのがあるのであります。この発電所が、いわゆる他の面

のことを考えずにつくつたために、一昨年の風水害に際しまして、附近の數村にわたつて美田良田を流すような結果になつたのであります。言いかえらば、電力を求めて食糧を失つておる現実があるのであります。かような一方立てれば一方が立たないというよる無企圖的な電源の開発を今後続けるといたしましたならば、國土を半ば以下近くにいたした日本といつたしまし、まことに貴い、寸尺の地惜しむべきものを流す結果を來すのであります。従つて、どうあつても、いわゆる電源の開発は治山治水でありますとか、農業灌溉であるとかいう、いろいろの面から考へていたすべきであると

私は思つております。従つて私は、この商工省にある電力局を、國土建設計画的な面から建設省に移すべきものであると思つておりますが、商工大臣はこれに對してどうお考えになつておるか、お聴きしたいのであります。

第二段には、かようなことが巷間に傳へられますと、商工省の電力局においては、いわゆるこの一局を建設省にとられるというので、いろいろ手を下して反對しておるのであります。これが私は、先ほど指摘したところのセクショナリズム、いわゆる官界が民主化しないセクショナリズムの弊害だと思つておりますが、一体商工大臣は、かような事実を認めておるのかどうか。認めておるといたしましたならば、この際行政整理とともに、また國土大建設という大理想の見地に立つて、いわゆる殿様ざらいだといわれるところのあなたが、官界肅正を意味するとともに、弊風打破のために、ぜひともこの際思い切つてこのセクショナリズムを断つていただきたいと思つてあります。商工大臣にその決意ありやいかんをお尋ねしたいのであります。

たいものであります。(拍手)
〔國務大臣戸田均君登壇〕
○國務大臣(戸田均君) たいいま今村君より取上げられました建設省設置の問題は、第一國會以來の懸案でありまして、政府が所管とする各般の建設事業を一元的に建設省に統合して、その運用の完璧を期せなければならぬという議論は、國會においても絶對多數の意見として表示せられたところであります。この内閣においても、行政機構の改革、行政整理の断行と相並んで、建設省設置の問題を研究いたしましたのであります。行政整理については、先般申し上げました通り、すでに具體的第一案を作成いたしました。目下それぞれ必要な手続をとつております。全般的の行政機構の改革についても、目下それ〴〵案をつくつて、閣議において研究いたしております。しかるところ、建設省については、ただいま今村君の指摘せられた通り、戦災都市の復興並びに災害復旧その他國土計画全般にわたつて、ぜひ理想的な大建設省をつくりたいと考へたのであります。さしたつて行政機構改革の全般の問題が結着するまで、取急いで現在のごとき規模の建設省を設置することに決定いたしました。不日その法案を國會

の審議に回付する手続をとつております。従つて、今度の建設省の機構が必ずしも理想的な規模であるとは考へておりません。漸を遂うて全建設事業を統轄するとき建設省に改造いたしましたとい存じているのであります。この建設省設置のためには、大臣の定員が殖えるわけでもありません。その他の職員についても、現在の定数以上に職員を増加するがごときことは網羅にいたさない計画であります。

なお今村君より、第二の点として、各省のセクショナリズムについての弊害をお述べになりました。私は全然同感であります。日本の行政機構の運用を、従来の官僚主義から、徹底的に新憲法にいう民主的な運営に改革しなければならぬことは、痛感いたしている点であります。この点においては、政府の與党たると在野党たるを問はず、全然國會の意見は一致していると固く信じております。これを實現するには相當に勇氣と実行力を必要とするのであります。政府はできるだけ全力をあげて官僚政治の打破に邁進いたしたいと考へております。

第三の外資受入態勢について、なお社会党左派の研究が足りないといふような御意見でありましたが、これは多年研究をいたしました、すでに研究済みであることを御報告いたしておきます。(拍手)
〔國務大臣永江一夫君登壇〕
○國務大臣(永江一夫君) 今村君に答へをいたします。

開拓の第一の目的は、お話の通りに、これは食糧増産を目的としたしております。しかしながら、これまた御説にありましたように、開拓の第二の目的のいたしますところは、戦争犠牲者であります多くの同胞を開拓地に收容するということを、やはりその目的のいたしているのであります。従いまして、食糧増産という一つの角度から御議論になりますと、ただいま御説にありましたように、この開拓費といふものが膨大になつても、事実その費用を他の面であるところのいわゆる農業土木、農業水利の方にまわした方が食糧増産には直接の効果があるといふ一應の見透しが立つのであります。しかし、今申しましたように、開拓が二つの目的をもつております以上、第一の食糧増産と同時に、第二の戦争犠牲者に対する國の責任上行ねばならぬ仕事でありますから、單なる食糧増産という面から現下の日本におきまする開拓を論ずることはできない、

こう私は信じておるのであります。従いまして、第二にお尋ねになりましたこれらの開拓事業については、いわゆる食糧増産を目的とすることは安当でないから、これは第二の目的であるところの、いわゆる失業救済という点からすると、これらのものは建設省に一本にして行政を行うのがいいではないかという説であります。が、今申しましたように、一應現下の日本の食糧事情から申しまして、どうしても開拓の第一の目的が食糧増産にありまう以上、私どもといたしましては、やはり開拓は大きな面から申しますと、総合的な国土計画の一環ではありまするが、当面はやはり食糧増産にウエートを置きまして、この行政管轄は農林省が担当することが安当である、こう考えておる次第であります。

〔國務大臣水谷長三郎君登壇〕
○國務大臣（水谷長三郎君） 電源の開発が、將來の日本の産業振興の上におきまして、きわめて重大なるものであることは、ただいま今村君の御指摘の通りでございます。しかしこれが開拓は、今村君御指摘のように、治山治水の点も考慮せねばなりません。また他面、その経営面と有機的に一体をなしつつ取り進めることも、また最も必要であると思つております。たとえて申し上げますならば、建設計画の立案は、將來の需給情勢、現有設備との関係等を総合して判断することが必要でございます。しかしまた計画の実施にあたりましては、資材・器材の轉用活用をはかることも、専門的技術、労務の適時適切な重点的配置等を行うことによりまして、眞に事業を円滑に、かつ有効に遂行することが必要であらうと確信しておるのでございます。しかしながら、この開拓事業というものは各方面に関係しておりますので、商工省といたしましては、從來通り経済安定本部その他関係各省と密接なる連絡をとりまして、電気事業を一元的に所管し、二重監督による弊を排しまして、電気事業の増強をはかつていく方針でございます。

さらに第二の点に關しまして、この電気事業開発というものをば建設省に關することを商工省が反對しているということは、それは殿様ざらいの私として不似合いな官僚セクショナリズムであるというようにことを御指摘になつたのでございますが、われわれがこの電気事業の開発を建設省に譲ることに反對する立場は、以上申し述べましたような理由に基くものであります。

眞に電気事業を愛する眞実一路の立場から反對しているものであります。（拍手）

不当財産取引調査特別委員長の中間報告
○議長（松岡駒吉君） 不当財産取引調査特別委員長から、同委員会における調査について中間報告をいたしたいとの申出があります。この際これを許します。不当財産取引調査特別委員長武藤運十郎君。

〔武藤運十郎君登壇〕
○武藤運十郎君 五月中における不当財産取引調査特別委員会の調査審議の状況について御報告申し上げたいと存じます。

去る四月三十日の本会議において、本委員会が目下調査審議中の案件は辻嘉六氏をめぐる政治資金に関する件は六件であること、右のうち辻嘉六氏及び龜井貫一郎氏をめぐる政治資金問題は、ここに一段落を告げたので、その結果をやや詳細に御報告いたします。
第一、辻嘉六氏をめぐる政治資金に關する件。本件は政界浄化の上においてきわめて重要な案件と考えまして、委員会としては慎重なる調査審議を重

ね、今日までに關係証人五十三名を喚問すると同時に、必要な書類の提出を求め、その眞相究明に異常なる努力を傾倒いたしました。もちろん眞相究明の点においては、未だ必ずしも満足すべきものとは考えませんが、本委員会は、委員会に與えられました権能の最高限度において遺憾なく活動し、その最善を盡した次第であります。

辻氏をめぐる政治資金究明の焦点は、中曾根幾太郎氏より辻氏に献金せられた金二百五十万円及び緑産業株式会社社長吉田彦太郎氏は三名より辻氏に献金せられた金六百五十万円について、その献金の理由を明らかにすると同時に、これが政界に散布せられた散布先並びに目的を追究し、かかる形による政界裏面の金銭授受がいかに好ましくならざる影響をもたらすものであるかを調査するにあつたのであります。

そも、中曾根氏が、いかなる意味において辻氏にかかる多額の献金をしたかについては、軍服拂下げについて辻氏の盡力を御するための條件附運動資金であつて、單純なる政治献金ではないとする中曾根氏の証言と、何ら条件のない政治献金であると主張する辻、塩月両氏の証言との間に、關係者相互の

供述がはなはだしく相違いたしておるのであります。しかしながら、そのいづれなるかにせよ、本委員会といたしましては、かかる大金が公然と政界に寄附せられることなく、政界の裏面に動く特異な存在人物としての辻嘉六氏個人に對し隱密裡に献金せられたところに、政界の不明朗と腐敗との大なる原因を見るのであります。

次に、この金二百五十万円がいかに使用せられたかを調査いたしました結果、そのうち金八十五万円は、昨年四月の総選挙に際して衆議院議員に立候補した左の二十六名に、大部分は陣中見舞の趣旨において分與せられていたのであります。その明細を申し上げますれば、一、当時日本自由党所屬の尾関義一氏に十一万円、倉石忠雄氏に二十万円、西田当元氏に一万円、高原正高氏に三万円、木村公平氏に三万円、三宅則義氏に一万円、石田左近氏に一万円、渡辺治雄氏に二万円、河野謙三氏に二万円、坂東幸太郎氏に三万円、草場一平氏に四万円、大塚令三氏に二万円、三浦寅之助氏に三万円、磯崎貞序氏に二万円、小澤佐重喜氏に二万円、橋富士松氏に二万円、高木松吉氏に五万円、加藤隆之助氏に二万円、杉田肇子氏に三万円、井上卓一氏に一万

円。二、当時民主党所属の保利茂氏に二万円、鈴木彌五郎氏に二万円。三、当時国民協同党所属の宇田國榮氏に二万円。四、当時無所属ないし中立の山本喜助氏に二万円、矢野晋也氏に二万円、中野寅吉氏に二万円、以上の通りであります。右二十六名のうち、河野謙三氏を除いては、おおむね金銭の受領とその趣旨を認める旨の証言をいたしております。しかして、これら二十六名のうち議員当選者は八名でありました。

所属の淺岡信夫氏に三十三万円、二、当時日本社会党所属の岡田宗司氏に二万円、三、当時無所属の高柳太壽氏に三万円を、それ〴〵選挙應援資金として分與しておりますが、右淺岡氏が、右金三十三万円のうち金三十万円は引揚同胞の促進運動資金として受領した旨を証言しておるほか、両者の証言は大体一致いたしておるのであります。なお、以上三名のうち議員当選者は二名であります。

なお、ここに一言申し添えて遺憾の意を表しておきたいことは、右二十六名のうち、議員木村公平、磯崎貞序、三浦寅之助の三氏は、本委員会における証言に關し偽証罪として、また河野一郎氏は偽証罪とともに追放令違反を併せて、先般東京地方檢察廳より起訴せられたこととあります。本委員会もまた、その嫌疑濃厚なりとして、法律の命ずるところにより告発の手続準備が、右のごとく東京地方檢察廳の起訴がありましたので、あらためて告発の手続をとる必要がなくなつた次第であります。

次に辻氏は、右献金のうち金三十五万三千元を、昨年四月の参議院議員選挙に立候補した、一、当時日本自由党

す。
以上が、中曾根氏を中心として辻氏になされた献金問題の概要であります。次に辻氏をめぐる政治献金第二の案件を御説明いたします。

これは、ただいま申し上げました中曾根氏関係とは別途に、終戦直前より直後にかけて、綠蔭業株式会社社長吉田彦太郎、元新夕刊新聞社長高源重吉、旭工機株式会社社長杉山嘉市、元貿易商青木勇の四氏より、合計金六百五十万円が辻氏に献金せられたものであります。右四氏の辻氏に対する献金について、献金者等は、あるいは辻氏の生活援助のためとか、あるいは漠然と提供したとか述べております。またこの多額な金円の出所についても、吉田氏は兄玉機関の副隊長をしていた関係で、終戦時多額の金を所持しておつた旨を供述し、高源氏は、大部分他より借金してきた金であると述べ、杉山、青木両氏は、事業上利得した金の一部であると称しているのであります。が、その事業の実体、なかなかその收支状況はすこぶる明白を欠き、確たる根拠に乏しいものであります。辻氏の政界における特異な地位及び献金者との関係を考えますとき、かかる献金の趣旨並びに出所については、にわ

かに信をおきたいものがあるのであります。しかして、かかる献金が政界をはなれだしく不明朗にし、これを腐敗せしめる原因となるべきものなることは、中曾根氏の場合と毫も異なるところがないのであります。

献金せられた金六百五十万円の使途については、本委員会は重大なる関心のもとに、鋭意調査いたしておるのではありませんが、辻氏の証言及び提出書類等によつて明細を申し上げますれば、次の通りであります。生活費約百八十万円、交際費約八十万円、病氣療養費約四十五万円、税金約三十五万円、立替金二百三十万円、諸寄附金約二十五万円、自動車庫及び家屋修理費約十五万円、鳩山一郎氏のための会費等約四十万円。辻氏のこの証言についても、また委員会にはわかに信をおき得ないのであります。

要するに、委員会は、右金六百五十万円の献金の出所並びに趣旨及びその使途について、首肯し得る調査の結果を御報告申し上げることのできないことをはなはだ遺憾に存する次第であります。が、しかし、現在委員会に與えられている権限内においては、眞実発見のためにこれ以上の強制的措置をとることを許されませんので、この点に關

する料明は、これを後日に譲らざるを得ない実情であります。

以上、辻氏をめぐる政治資金関係の調査の概要を御報告申し上げます。が、この調査の結果を総合的に判断して、次の二点に要約し得るのであります。

一、前日本自由党総裁鳩山一郎氏が、辻氏より甘んじて建物の新築提供を受け、鳩山氏初め多くの著名なる政治家が、しばしば我善坊及び柱等の料亭に集まり、辻氏の計算において飲食していることが明白となつたのみならず、常に大小無数の政治家が辻氏の門に出入して、あるいは立候補の公認を依頼し、あるいは政務官その他の高級人事の斡旋を求め、なかなか選挙に際しては、數十人の立候補者が辻氏より相当額の資金を與えられるを例としていたこと等を知り得るのであります。かくして辻氏は、当然政界に対する強力な発言権をもち、いわゆる黒幕の中より、見えざる糸によつて政治家を操縦することになつたものと考えられるのであります。

二、辻氏に対する献金は、献金者の事業と身分とに比較して、いずれも不相應に高額であり、献金の理由もまた

おおむね首肯したいものが多いのであります。随當のうちになされるかか
る献金は、必ずや辻氏の政界に対する
獨官権を利用した利権の供與または義
賣を交換條件とすることを推定し得る
のであります。

かくのごとく、以上の二つは互いに
因果關係を有して政界を腐敗せしめる
ことは明らかであります。

第二、龜井眞一郎、綿引喜一氏等を
めぐる政治資金に関する件。いわゆる
龜井事件なるものも、中曾根幾太郎氏
事件と同様、龜井、綿引、小川、西山氏
等が、軍服拂下げを名目に、全国各地
の農業会その他の団体より、数回にわ
たり金千九百四十余万円を集め、その
一部を軍服拂下運動の資金として政
党及び政治家に献金もしくは提供した
という案件であります。本件は、すでに
詐欺被告事件として東京地方裁判所の
本判に付されておりますが、犯罪の成
否はしばらくおき、本委員会として
は、前記金円のうち政治資金として政
党もしくは政治家に献金提供せられた
金額並びに趣旨等に重点をおき、真相
糾明に努力したのであります。

献金または提供せられたことが判明い
たしました。一、龜井眞一郎氏より、
当時の日本社会党所属代議士西村榮一
氏に金五十五万円、同松本淳造氏に金
十万円。二、綿引喜一氏、小川美武彦
氏等より、水野繁彦氏に金三百三十万
円、河野彌吉氏に金二十万円、当時無
所属の戸澤盛男氏に金八万円、当時日
本自由党所属藤二雄氏に金三十万円、
当時日本自由党所属谷川昇氏に金十万
円、当時日本自由党所属本田一郎氏に
金二万三千五百円。以上合計金四百六
十五万三千五百円であります。しかし
て、右金員の提供を受けた側も、谷川
昇氏を除く他の諸氏はいずれも受領を
認めておりますが、諸氏の中には、右
金員は全然政治に關係のないものであ
ると主張する者もありますので、この
点についていささか説明を加へたいと
存じます。

一、西村榮一代議士に交付せられた
金五十五万円は、龜井氏が、昭和十八
年中数回にわたり、西村氏を介して三
恵冶金工業株式会社社長太田眞氏よ
り金二十一万円を借受けていたのに対
し、西村氏はこれを自己の資金關係に
おいて決済しておいたところ、たま
た昨年（昭和二十二年）の総選挙前、西村氏より龜井
氏に對し金の必要なことを告げました
ので、龜井氏は三回にわたり右金五十
五万円を西村氏に提供し、西村氏はこ
れをもつて、前記太田眞氏の龜井氏
に對する金二十一万円の貸付元利金の
弁済に充てたことにして、太田、西
村、龜井三者間の貸借關係を決済した
というのであります。しかし、その間
龜井、西村、太田三氏の証言は必ずし
も一致していないのであります。な
お、龜井、西村両氏の委員会における
証言は、檢察廳における同氏等の供述
といささか齟齬するのであります。西
村氏は、檢察廳では、最後の金二十
万円は選挙資金として受領した旨を陳
述しているのであります。

二、河野彌吉氏に交付せられた金二
十万円は、檢察廳においては、世耕弘
一氏の隠匿藏物資等處理委員会副委員
長就任の運動資金として提供せられた
ものとせられていたものであります。し
かしながら同氏は、これを否認し、自
己の主宰する終戦殘存物資調査会の活
動資金として使用したと主張し、この
点に關する綿引喜一氏の証言と相違す
るのであります。

三、谷川昇氏に對する金十万円は、
日本經濟新聞記者三厨正氏に渡した金
二十三、四万圓中の一部でありまし
て、三厨氏は、谷川氏に直接手交した
のではないが、最初谷川氏秘書に金五
万円、また選挙末期に谷川氏夫人に金
五万円をおの／＼交付したと証言して
いるのに対し、谷川氏は、受領の記憶
がないと証言しております。

四、本田一郎氏分の金二万三千五百
円は、單なる貸借關係であつて、全
部弁済したと申しております。

五、水野繁彦氏分金三百三十万円に
ついては、内金二百五十万円は、中曾
根幾太郎氏の手を経て、辻嘉六氏に交付
されたのであります。辻氏が右金員
をいかに処分したかに關しては、先程
御報告申し上げた通りであります。な
お別に水野繁彦氏分金八十万円は、軍
服拂下事件につき同氏が政治工作をな
す資金として提供せられたものであり
ますが、その使途は、塩月、藤川、中
曾根氏その他軍服拂下運動關係者との
会食の費用等に充てられたという以
外、詳細は判明しないのであります。

六、松本淳造氏の五万円、藤二雄氏
の三十万円、戸澤盛雄氏の八万円は、
いずれも選挙に際しての陣中見舞であ
ります。松本氏への別口五万円は、同
氏の主宰する社会文化協會への寄附金
であると言われております。右三君に
對する關係については、各人の証言も
大体において一致いたしております。

そも／＼政治資金について公明を欠
くことは、政治腐敗の最も大なる原因
をなすものであります。本委員会によ
つて明らかにせられた辻氏及び龜井氏
をめぐる政治資金關係のごときは、新
らしき日本政治のあり方よりして、今
後においては断固排斥せねばならぬこ
とと信ずる次第であります。政治家
は、その出處進退において公明正大で
なければならぬことは、申すまでも
ありませんが、さらにその政治資金に
ついて、一点公明を疑われるよりな
ところがあつてはならないのでありま
す。昭和二十一年勅令第百一号第五條
第二項は、政党に對する有力なる財政
的援助者の住所、氏名並びにその援助
金額を、団体の主幹者より主たる事務
所在地の市町村長に届出すべき旨規
定しておりますが、これは政治資金の
公明を期しているものにはかならぬ
のであります。政党及び政治家にして
本法の趣旨を蹂躪せんか、公明なる政
治は望むべくもないと言ひも過言では
ないのであります。本委員会におい
て、辻嘉六氏及び龜井眞一郎氏をめぐ
る政治資金關係を調査審議したしたゆ
えんのものは、実に政治の民主化と政
治の公明化とを期する目的にはかなら
ないのであります。ここに本委員会

は、辻氏、龜井氏及び同氏等より選挙
その他の資金を收受した多くの関係者
に対し、深き反省と格別の自重とを切
望してやまない次第であります。

なおこの際は、本委員会に關する
今後の見通し等について、いささか所
見を申し述べておきたいと存じます。

まず、今後本委員会はいかなる問題
を取上げるかという点であります
が、これはただちに具体的に申し上げ
ることはできません。要するに、終戦
以来の不当財産取引であつて、いやし
くも政界官界財界浄化のために必要
な一切の大問題は、順次これを取上げ
て糾明しなければならぬのでありま
す。しかして、かかる大問題は、現在委
員会が取上げている諸問題のほかにな
お相当多数に存在するものと考えられ
る次第であります。

次に、調査の方法についてでありま
すが、ここ数箇月にわたる調査の経験
は、われ／＼に調査の方法に關する委員
会の権限の不足を痛感せしめ、調査を
徹底するためには、どうしてもさらに
強力なる調査方法の受権を必要とする
ことを教えるに至つたのであります。
よつて委員会は、近くみずから家宅搜
索並びに書類の押収等をなし得る法律
案を立案し、これを院議に諮りたいと

存するのであります。

最後にわれ／＼は、去る五月七日本
会議において可決せられました不当財
産取引調査徹底に關する決議に勇氣づ
けられ、この決議の趣旨を体して一層
の努力を傾注すべきことをここに誓つ
て、御報告にかゝる次第であります。

第八 國際労働機關への復帰に關 する決議案（米窪滿亮君外二名 提出）

（委員会審査省略要求事件）
○山下榮二君 議事日程順序変更の緊
急動議を提出いたします。日程第八、
國際労働機關への復帰に關する決議案
を委員会の審査を省略して、この際繰
上げ上程し、その審議を進められんこ
とを望みます。

○議長（松岡駒吉君） 山下君の動議に
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認
めます。よつて日程の順序は変更せら
れました。

日程第八、國際労働機關への復帰に
關する決議案を議題といたします。提出
者の趣旨弁明を許します。米窪滿亮君。

國際労働機關への復帰に關する決

議案

國際労働機關への復帰に關する
決議

われらは、新憲法の下、世界の恒
久平和を念願し、人間相互の關係を
支配する崇高なる理想を深く自覺
し、平和を愛好する諸國家と提携
し、相互の諒解を深め、速かに國際社
会において、名譽ある地位を占めた
いと思ふ。

このことは、わが國における労働
條件その他の労働問題に關しても同
様であることは、申すまでもないこ
ころである。

國際労働機關は、既に発足以來三
十有余年、社会的正義を基礎とし、
世界の民主的文明諸國家の労働者の
処遇の向上に幾多の輝かしい成果を
挙げ、世界平和の維持に偉大な貢獻
をして來たことは、周知の事実であ
る。因てわれらは、講和條約締結前
ではあるが、速かに右國際労働機關
への復帰を衷心より希望し、わが國
政府が、あらゆる努力を傾注してこ
れが實現を期せられんことを要望す
る。

右決議する。

（米窪滿亮君登壇）

○米窪滿亮君 ただいま議題となりま
した國際労働機關への復帰に關する決
議案につきまして、その趣旨を弁明し
たいと思ひます。趣旨弁明に先だちま
して、決議案の内容を朗讀いたしま
す。

國際労働機關への復帰に關する
決議

われらは、新憲法の下、世界の恒
久平和を念願し、人間相互の關係を
支配する崇高なる理想を深く自覺
し、平和を愛好する諸國家と提携
し、相互の諒解を深め、速かに國際
社会において、名譽ある地位を占め
たいと思ふ。

このことは、わが國における労働
條件その他の労働問題に關しても同
様であることは、申すまでもないこ
ころである。

國際労働機關は、既に発足以來三
十有余年、社会的正義を基礎とし、
世界の民主的文明諸國家の労働者の
処遇の向上に幾多の輝かしい成果を
挙げ、世界平和の維持に偉大な貢獻
をして來たことは、周知の事実であ
る。因てわれらは、講和條約締結前
ではあるが、速かに右國際労働機關
への復帰を衷心より希望し、わが國政
府が、あらゆる努力を傾注してこれ

が實現を期せられんことを要望す
る。

右決議する。

これが決議案の内容でございます。こ
の決議案の内容で、すでにこの決議案
を提出した趣旨は十分であると思ひま
するが、少しくこの趣旨を補足して皆
様の御賛同をお願いしたいと思います。

第一次世界大戰が終了した直後に、
ヴェルサイユにおいて平和條約が締結
されたことは、すでに御承知のことと
思ひます。その平和條約の第十三編と
いうものが、労働憲章と俗に稱せられ
るものでございます。その労働憲章
は、前文において非常に壯重なる字句
をもつて始められておるのでありま
す。それは、こういう字句であるので
ございます。國際連盟は世界平和の確
立を目的とし、しかして世界平和は社
会正義を基礎とする場合に「おいての
み、これを確立し得べきものなるによ
り、多数の人民に対する不正、困苦及
び窮乏を伴う現今の労働状態は大なる
不安を醸成し、ひいて世界の平和協調
を危殆ならしむべきにより、かの労働
時間の制定、殊に一日または一週之最長
労働時間の限定云々という労働條件を
掲げまして、そうして終りに、一國に
おいて人道的労働條件を採用せざると

きは、他の諸國のこれが改善を企図するものに対し障害となるべきにより、個々の締約國は正義人道を旨とし、世界恒久の平和を確保するの希望をもつて左の諸條を協定す、というのでございます。この平和條約第十三編の精神によつて、一九一九年に生れたものが國際労働機関であるのでございます。この國際労働機関は、さらに「労働は商品にあらず」という非常に有名なかつ重要なことを規定して今日に至つておるのでございます。

日本は、創立以來この労働機関に加盟しておりまして、毎年開かれる総会には、政府、使用者、労働者それぞれ代表者を送つてまいつたのでございます。そして、この総会で採択された條約案なるものが、おおむね今日の労働組合法、労働基準法、労働関係調整法の重要なものになつておることは、すでに御承知のことと思ひます。たとへて言いますならば、工業的企業における労働時間を一日八時間、一週四十八時間に制限する條約、失業に関する條約、産前産後における婦人使用に関する條約、夜間における婦人使用に関する條約、工業に使用し得る兒童の最低年齢を定むる條約、工業において使用される年少者の夜業に関する條

約、労働災害補償に関する條約、最低賃金制度の創設に関する條約、年次有給休暇に関する條約、こういふぐあい、今日労働問題として重要な諸條項並びに日本の労働法規に制定されたものは、ほとんどすべてこの國際労働機関の総会において決定されて、それとして條約案として、日本の國にその批准を迫つたものであるのでございます。

しかるに日本は、満州事變が起りまして、リットン卿の特派となりまして、そして、リットン卿の満州侵略はヴェルサイユ平和條約の精神に違反するものであるといふこともつて遂に問題が起りまして、日本は松岡洋右氏がゼネヴァへ行きまして、國際連盟から脱退したのであります。すなわち昭和七年以來、日本は國際連盟から脱退したのでございますが、しかし日本は、この國際労働機関の生れた趣旨に賛成をしまして、それから約七年、昭和十四年に至るまで、國際労働機関に留まつておつたのでございます。しかしながら、日本の当時とられたところの、いわゆる海外發展の方針が、著しく國際労働機関に加盟しておるところの諸國の平和に対する愛好の念に對して相反するものがあるといふので、非常

に問題になりまして、遂に昭和十四年に、この國際労働機関からも脱退することになつたのでございます。

一方國際労働機関は、第二次欧州大戰の難を避けまして、ゼネヴァにあつた事務所をカナダのモントリオールに引揚げ、二、三年の間総会が閉ざれておつたのでございますが、その後、その事業を継続しまして、一九四一年にニューヨークに、一九四四年にフィラデルフィアに、一九四五年にパリに、一九四六年にシヤトル及びモントリオールに、一九四七年に再びゼネヴァにその総会を開きまして、そして本年は、その三十一回を六月十七日よりサンフランシスコにおいて開く現状にあるのでございます。

かういふことでございまして、この労働機関がいかなる事業をし、そしてその結果がいかに世界の産業と労働者の福祉増進に寄與したかといふことは、私多く言う必要がないと思ひます。

一方、この國際労働機関の地域的總會といふものがあるのでございまして、アメリカ地域においては、あるいはメキシコ・シナイ、あるいはサンチヤゴあるいはハヴァアナ等において地域的總會を開き、アジア地域において

は、一九四七年、即ち昨年の十月、インドのニューデリーにおきまして、約一箇月にわたつて總會を開いたのでございまして、この總會はきわめて重要な總會でございまして、アジアにおける産業と労働不安とを解消するためには、かつては八六産業國の一つであり、かつ常任理事國であつたところの日本の参加なくしてはアジアの平和を保つことができないと同時に、アジアの産業を復興することができないという意味の決議をして、日本の國際労働機関への復帰を、このニューデリーに開かれた地域總會において決議をしております。一方オーストリア及びイタリアは、今日日本と同じように第二次世界大戰における敗戦國でございまして、すで

にこの國際労働機関に復歸を許されまして、本年もおそらくその代表者を送ることと思ひるのでございます。

ここで一言申し上げたいことは、國際連合と國際労働機関との關係でございまして、國際労働機関と國際連合とは、有機的には、いわゆる規則的には何らの關係がないと言つてよいのでございまして、これを言い直しますと、國際労働機関に加盟するといふことは、國際連合の加盟國にならなければなら

ないという義務はないのでございまして。また従つて、國際連合の加盟國でなければ國際労働機関にはいれないといふわけではないのでございまして。イタリア、オーストリアは、御承知の通りまだ平和會議がもたれず、國際連合に正式に加盟しておらないのですけれども、國際労働機関にはすでに加盟しているのでございます。今日國際労働機関に加盟している世界の國々は五十四箇國ございまして、敗戦國は日本とドイツと、大体その二箇國だけだと思ひるのでございます。戦勝國においては、ただ一つの例外として、ソヴィエト・ロシアがこれにはいつておりません、ソヴィエト・ロシアがなぜはいらないかといふと、一九四〇年にソヴィエトがフィンランドに侵入して、それがヴェルサイユ平和條約の違反であるといふので、國際連盟から除名されたのであります。このことに端を發して、ソヴィエト・ロシアは感情的に國際労働機関からも脱退したのでござい

ます。

世界労働と國際労働機関との關係をここで一言申し上げることは、むだではないと考へるのでございます。世界労働は労働者だけの團體でござい

ソ・ナ・シ・ナ・ル、すなわちロシアの
共產主義團體を中心としたところの流
れであると言つてよいのでございま
す。これにはもちろん、他の國、すな
わち英國のT・U・C、フランスの
C・G・T、あるいはアメリカのC・
I・O等もはいつておりますが、大
体この世界労働からは、この反共產的
な團體が、ようやくその地位を自覚し
て脱退を始める形勢にあるのでござ
います。現にアメリカのA・F・L
は、これに加盟しておりません。最近
に英國のT・U・Cも、これから脱退
する状況にあるということでありま
す。

さて、日本が民主國家であり、平和
國家であることは、新憲法においてこ
れが規定され、またわれ／＼はそれを
強く熱望しておるのでございます。わ
れわれが、わが國を眞の平和國家、民
主國家にしていくためには、日本の國
民全体に個人主義が徹底し、社会正義
の觀念を植へなければならぬと思
います。この点において私は、民主
主義の眞髓は社会正義に立脚した個人
主義にあると考えるのであります。従
つてこの点は、國際労働機關が一九一
九年に創立されたときの、あの莊重な
る前文をもつて始まつている労働憲

章、あの精神こそは、われ／＼が今後
われ／＼の日常生活の上に反映しなけ
ればならないと思ひます。

日本は未だ講和條約には参加を許さ
れておりません。また國際連合にも加
盟はしていませんが、すでに海外と
の關係においては、思想的あるいは文
化的、あるいは貿易的な方面において
は、幾多の代表者が日本から派遣され
ております。すなわち世界のペン・ク
ラブであるとか、その他の点において
は、幾多の代表が派遣されておりま
す。従つて私は、日本があつた名譽ある
過去をもつてゐる國際労働機關に復帰
することは、この際絶対に必要である
と思ふのであります。殊に日本の労働
者が、鎖國状態が長く続いたために、
國內の問題にのみとらわれて視野が狭
いのであります。この労働者あるいは
また使用者が、その企業の合理化の面
においても、眼を廣く國際的に開い
て、海外との交渉によつて世界の廣い
知識を得てくることは、絶対に必要で
あると考えるのであります。

私は、この六月十七日に開かれるサ
ンフランシスコの大会へ……（発言す
る者あり）徳田君は不賛成でしようけ
れども、オブザーヴァーを送つて、そ
りして、日本がこの總會において國際
労働機關に復帰することを要請するこ
とについて、政府があらゆる努力を盡
されんことを願ひして、私の説明を
終ることにいたします。（拍手）
○議長（松岡駒吉君）討論の通告があ
ります。これを許します。倉石忠雄
君。
〔倉石忠雄君登壇〕
○倉石忠雄君 私は、民主自由党を代
表いたしまして、ただいま上程せられ
ましたる國際労働機關への復帰に関す
る決議案に滿腔の賛意を表するもので
あります。
誤れる指導者たちによつて、わが國
が國際協力の機關より離脱いたしました
から、すでに十有余年を経ておるの
であります。本年の六月十七日、サ
ンフランシスコにおいて開催されます
國際労働會議に、わが國の代表が参加
することを許されますれば、このこ
とは、ひとりわれ／＼の幸福のみには
止まらないと存するのであります。

そも／＼國際平和への熱烈なる欲求
は、第二次大戰の悲惨なる經驗をいた
しましたる世界各國民の、ひとしく渴
望するところでもありますけれども、お
よそ世界平和は、世界各國の連帶責任
による協力なくしては不可能でありま
す。かつての國際連盟は、世界の平和
維持の上において最もウェイトの重か
つた諸國が脱落したといふところに致
命的な結果を見たのであります。しか
るに、このたび國際連合の組織は着々
と強化せられて、その一翼をなしてお
るところの國際労働機關の活動も、ま
たようやく活潑化し來つたといふこと
は、まことに慶賀にたえない次第であ
りますが、平和國家、文化國家とし
て、ここにまつたく新しき再出発をな
さんとしつつあるわが國の代表者が、
國際労働機關に参加し得るの光榮を興
えられましたならば、私どもの感激こ
れに過ぐるものはないのであります。
わが國の労働運動史を顧みますの
に、その慘澹たる彈圧から解放せられ
ましたのは、わずかに終戦以來のこと
であります。さればこそ、わが國の現
在の労働運動は、欧米の先進諸國に比
較いたしまして、なお幾多の反省を要
する向きもあるものであります。さいわ
いにして國際労働機關に復帰を許さ
れ、わが國の企業家及び労働者が世界
の労働運動に學ぶところがありますな
らば、わが國の労働運動も、除々に正
常にして建設的な方向に進み得ると思
うのであります。（拍手）私どもは、政
府が全幅の努力を傾けて本決議案の趣
旨を達成せられるよう強く要請いたし

まして、本案に賛成の意を表するもの
であります。（拍手）
○議長（松岡駒吉君）川崎秀二君。
〔川崎秀二君登壇〕
○川崎秀二君 私は、民主党を代表し
て、簡単に賛成の理由を申し述べるも
のであります。
國際労働機關が信念といたしておる
ところは、ただいま提案者よりする御
説明がありました通り、世界の恒久平
和は社会正義に基礎を置かなければな
らない、労働條件の改善は、あらゆる
犠牲を拂つてもやらなければならぬ
といふことを強く申しておるのであり
まして、これこそは、まさにわが國の
新憲法の精神と合致するものと言わな
ければならぬのであります。
私は、この國際労働機關への復帰と
いふことは、二つの大きな意義がある
と思ふのであります。その意義の第一
は、わが國が國際労働機關に復帰をい
たしますことは、わが國の國際社会へ
の復帰ということが労働の面から発足
するといふことで、そこに大きな意義
があると考えるのであります。これは
すなわち、領土を失ひ、資源を失つた
ところのわが國が、勤勞をもつて立つ
勤勞救國の精神に則つてゐるといふ
ことを世界に示すからであります。第

大臣加藤勤十君。

〔國務大臣加藤勤十君登壇〕

二の意義は、國際労働機関に復帰することによりまして、多難にして困難なるわが國の労働問題の解決が、わが國の經營者が、わが國の労働者が、わが國の政府の關係者が、世界の労働者、世界の經營者、世界の人々との交流によりまして、大きな睿智のもとに導かれる可能性があるからであります。

この二つのことに私は大きな意義を見つけてまして、この案に賛成するものであります。

この超党派的な問題に對しても、すでに反對せられておる党があるのであります……

〔發言する者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に。

○川崎秀二君(続) 民主自由党が、この間にあつて、國際労働機関への復帰に御賛成になつたことに敬意を表しまして、私は賛成するものであります。

〔拍手〕

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて本案は可決いたしました。(拍手)

この際、労働大臣より發言を求められております。これを許します。労働

きましては、産別系統が態度保留の回答がありましたし、まだ未回答の組合もありましたが、今日まで賛成の回答が寄せられましたのが六五%に達しております。經營者団体においては、二つとも賛成の意を表されてきましたので、この回答を得ました政府といたしましては、いづれにいたしましても議和會議前に國際機関に復帰するといふことは非常な困難が伴うものでありますから、關係方面に十分懇請をいたしまして、できれば復帰が可能であるように盡力をお願いすることにしたいと存じます。なおいづれとも決定いたしておりませんが、今日この御決議がありましたので、一層政府は御決議の趣旨を体して努力いたしたいと存じます。(拍手)

第一 政府職員の新給與実施に関する法律案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、政府職員の新給與実施に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。財政及び金融委員長早稻田柳右エ門君。

政府職員の新給與実施に関する法律案。

政府職員の新給與実施に関する法律

(この法律の目的)

第一條 この法律は、政府職員の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第十二号。以下法律第十二号という)の本則第三項の規定に基づき政府職員の人事及び給與に関する方針の統一を図るため、官吏、官吏の待遇を受ける者(官吏と同格の政府職員を含む)、雇員、傭人及び工員であつて常時勤務に服する者(内閣総理大臣、最高裁判所長官、日本國憲法第七條の規定による認証官及び他の法律に特別の定のある者を除く。以下職員という)に對し支給すべき俸給等の額及びその支給に関する事項を、臨時に、定めることを目的とする。

2 この法律の規定は、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号。今後同法が改正せられたときは、その改正せられた規定を含む。以下同じ)の如何なる條項をも廢止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。昭和二十三年七月一日以後においては、國家公務員法、同法に基く法律、政令又は人事委員會規則の規定に矛盾

するこの法律の規定は、當然その効力を失ふものとする。この法律のすべての規定は、昭和二十三年十二月三十一日(法律をもつてそれ以前の期日を定めたときはその期日)限り、その効力を失ふものとする。

3

この法律の第十四條の規定による職務の分類は、これを國家公務員法第二十九條その他同法中のこれに関する條項に従ひ國會の承認を得て定めらるべき職務の分類の計画であつて、且つ、同法の要請するところに適合したものであるとみなし、その改正が人事委員會によつて立案せられ、國會の承認を得て実施せられるまで、その効力をもつものとする。

(実施機關)

第二條 この法律の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、内閣総理大臣の所轄の下に、臨時に、新給與実施本部、地域給與議會及び新給與苦情處理委員會を置く。

第三條 新給與実施本部は、この法律による俸給の決定に関する綜合調整及びこの法律においてその権限に屬せしめた事項に関する事務

を掌るものとする。

第四條 新給與実施本部には、本部長一人、次長一人及び部員若干人を置く。

2 本部長は内閣官房長官、次長は大蔵省給與局長をもつて、これに充てる。

3 部員は、各廳において給與事務を担当する職員で内閣總理大臣が新給與実施本部に勤務すべきことを命じた者をもつて、これに充てる。

4 本部長は、部務を總理する。

5 次長は、本部長を助けて部務を整理する。

6 部員は、上司の命を受けて部務に従事する。

第五條 地域給與審議會は、生計費の高い特定の地域の指定及び当該地域に対する勤務地手当の支給割合に関する事項その他勤務地手当の支給に關する事項を調査審議するものとする。

第六條 地域給與審議會は、職員を代表する委員及び政府を代表する委員各、同数をもつて、これを組織し、委員は、内閣總理大臣が、これを委嘱する。

2 委員の数は、二十人を超えては

ならない。

第七條 地域給與審議會は、その権限に属せしめられた事項につき必要な調査を行わせるため都道府縣毎に地域給與調査会を設けることができる。

第八條 新給與苦情処理委員會は、第二十四條第一項の規定による再審査の請求に対し、最終の決定をなすものとする。

第九條 新給與苦情処理委員會は、委員九人をもつて、これを組織する。

2 委員は、職員を代表する委員、政府を代表する委員及び第三者である委員各、三人とし、内閣總理大臣が、これを委嘱する。

第十條 新給與苦情処理委員會に會長を置く。會長は、第三者である委員のうちから、委員が、これを選舉する。

2 會長は、会務を總理する。

3 會長に事故がある場合においては、委員は、第三者である他の委員のうちから、會長の職務を代理する者を選挙する。

第十一條 新給與苦情処理委員會は、會長がこれを招集し、その議事は、會長を除く出席委員の過半数で、これを決する。可否同数である場合には、會長の決するところによる。

2 新給與苦情処理委員會は、職員を代表する委員、政府を代表する委員及び第三者である委員各、二人以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

3 會長は第二十四條第一項の規定による再審査の請求があつた場合においては、遲滞なく、委員會を招集しなければならない。

(給與の種類)

第十二條 この法律による給與は、俸給、扶養手当、勤務地手当及び特殊勤務手当とする。

(俸給)

第十三條 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務に關する條件に基いたものでなければならない。

第十四條 職員の職務は、これを十五級に分類し、その分類の基準となるべき標準的の職務の内容は新給與実施本部長が、これを定める。

2 前項の規定により分類せられた職務の各級における俸給の幅は別表による。

表による。

3 現業に従事する職員、教育職員、税務職員その他その職務について特別に取扱ひことを適當とする事情のある職員については、職務の級の分類及びその各級における俸給の幅につき、政令で、前二項と異つた定をすることが出来る。但し、その政令は、前條の規定の精神に沿ひ前二項の規定と趣旨を同じくし、且つ、これと權衡のとれたものでなければならない。

第十五條 内閣總理大臣、最高裁判所長官、法務總裁、各省大臣若しくは會計検査院長(以下各省各廳の長という)又は各省各廳の長の委任を受けた者は、新給與実施本部長の承認を受け、それぞれその所屬の職員について、第十四條の規定するところに基き、その職務の級及び俸給を決定する。

第十六條 あらたに職員となつた場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の俸給並びに同一級内における俸給の昇給の基準は、政令でこれを定める。

第十七條 俸給の支給に關しては、官吏俸給令(昭和二十一年勅令第百九十二号)による俸給支給の例による。但し、月二回俸給支給の慣習のある場合においては、その

例によることができる。

(扶養手当)

第十八條 扶養手当は、扶養親族のある職員に対し、これを支給する。

2 法第十二号附則第五條の規定は、扶養手当に關して、これを準用する。

(勤務地手当)

第十九條 勤務地手当は、生計費の高い特定の地域に在勤する職員に対し、これを支給する。

2 勤務地手当の月額は、俸給の月額と扶養手当の月額との合計額に一定の割合を乗じて得た額とする。

3 生計費の高い特定の地域の指定及び当該地域について支給されるべき勤務地手当の割合の決定は、地域給與審議會の議を経て、大蔵大臣が、これを行ひ。

4 第十七條の規定は、勤務地手当の支給について、これを準用する。

(特殊勤務手当)

第二十條 職員が、通常でない特殊の勤務に従事し、その勤務に対する報酬について特別の考慮を必要とする場合において、それを俸給

に組入れることが不可能であるか又は著しく困難な事情があるときは、その特殊性に應じ、特殊勤務手当を支給することができる。

2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給の方法は、政令で、これを定める。

(欠勤等の場合の給與)

第二十一條 法第十二号附則第七條の規定は、職員が正式の承認なくして執務しなかつた場合について、これを準用する。

(俸給の更正決定)

第二十二條 新給與実施本部長は、各省各廳の長又はその委任を受けた者が第十五條の規定により決定した職員の職務の級及び俸給が第十三條の俸給支給の原則に照し適當でないとき、各省各廳の長又はその委任を受けた者の行つた決定を更正し、又はこれらの者に対しその決定を更正すべき旨を命ずることができる。

(審査の請求)

第二十三條 第十五條の規定による俸給の決定(前條の規定による俸給の更正決定を含む。)に関して苦情のある職員は、新給與実施本部

長に対し、審査の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、新給與実施本部長は、これを決定し、これを本人及び關係各省各廳に通知しなければならない。

3 前條の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第二十四條 前條第二項の決定に関して苦情のある職員は、新給與苦情処理委員会に対し、再審査の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、新給與苦情処理委員会は、これを決定し、これを本人及び關係各省各廳に通知しなければならない。

3 第二十二條の規定は、前項の場合に、これを準用する。この場合において、「新給與実施本部長」とあるのは「新給與苦情処理委員会」と読み替へるものとする。

附則

(施行期日)

第二十五條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

(新俸給への切替の場合における経過的取扱)

第二十六條 この法律の施行に際し、各職員の属する職務の級にお

ける俸給の幅の最高が、法第十二号附則第四條に規定する現俸給の十六割に相当する金額に達しない場合においては、その職員は、新給與実施本部長の定める俸給の額を受けるものとする。

(年齢給の改訂)

第二十七條 現行の年齢による最低保証給は、臨時給與委員會の第一報告書一、の五、に基き、政令でこれを改めるものとする。

(勤務地手当の経過的取扱)

第二十八條 勤務地手当は、大蔵大臣が地域給審議會の議を経て生計費の高い特定の地域の指定及び当該地域について支給すべき勤務地手当の割合の決定を行つたまでの間、なお、従前の例により、これを支給する。

(差額支給の取扱)

第二十九條 職員が昭和二十三年一月一日以後において、既に支給を受けた法第十二号による暫定給與、財務局及び税務署に在勤する政府職員に対する職務特別手当の支給に関する法律(昭和二十二年法律第六十八号)による手当その他この法律による給與に相当する給與は、この法律による給與の内拂とみなす。

月一日以後において、既に支給を受けた法第十二号による暫定給與、財務局及び税務署に在勤する政府職員に対する職務特別手当の支給に関する法律(昭和二十二年法律第六十八号)による手当その他この法律による給與に相当する給與は、この法律による給與の内拂とみなす。

3 第一項の規定により内拂金とみなされた金額とこの法律による給與との差額は、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の適用については、同法第三十八條第一項第五号の給與とみなす。

(法律の廃止)

第三十條 左に掲げる法律は、これを廃止する。

政府職員に対する臨時手当の支給に関する法律(昭和二十二年法律第四十号)

政府職員に対する一時手当の支給に関する法律(昭和二十二年法律第六十六号)

財務局及び税務署に在勤する政府職員に対する職務特別手当の支給に関する法律(昭和二十二年法律第六十八号)

政府職員に対する一時手当の支給に関する法律(昭和二十二年法律第二百六十六号)

政府職員に対する一時手当の支給に関する法律(昭和二十三年法律第八号)

別表

級別俸給額表

職務の級	俸給									
	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級
一級	1,000円	1,050円	1,100円	1,150円	1,200円	1,250円	1,300円	1,350円	1,400円	1,450円
二級	1,100円	1,150円	1,200円	1,250円	1,300円	1,350円	1,400円	1,450円	1,500円	1,550円

[illegible]

政府職員の新給與実施に関する法律
案(内閣提出)に関する報告書

案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により第六十五号の末尾に

揭載

〔早稻田柳右工門君登壇〕

○早稲田柳右エ門君　ただいま議題となりました政府職員の新給與実施に関する法律案について、財政及び金融委員會における審議の経過並びに結果について概略御報告を申し上げます。

まず、原案の内容を簡単に御紹介申し上げます。政府は、さきに政府職員
の俸給等に関する法律本則におきまし

官報号外
昭和二十三年五月三十日

衆議院會議錄第五十二号

衆議院會議録第五十二号 政府職員の薪給與実施に関する法律案

て、臨時給與委員會の報告書に基き、二千九百二十円の新給與水準及び職階制の精神に副ひ、給與体系を一月一日に遡及して実施することとし、その具體的事項は別に法律をもつて定める旨を規定したのであります。この法律は、右の規定に基き定めるものでありまして、一般政府職員に適用されるものであります。

この法律の完全なる実施を確保するため、内閣総理大臣所管のもとに、新給與実施本部、地域給審議会及び新給與苦情処理委員会の三機関を設けるといいたしております。新給與実施本

部は、新給與制度に関する総合調整の機關とし、本部長には内閣官房長官、次長には大藏省給與局長をもつてこれに充てることといはれております。地域給審議會は、勤務地手当の地区区分、支給割合等を調査審議するものと、職員側及び政府側を代表する同数の委員をもつて組織することに相なつております。新給與苦情処理委員會は、新しい給與体系への移行変りに伴つて生ずることが予想されます俸給の決定に関する苦情を最終的に審査決定する機關とし、職員側、政府側及び第三者を代表する委員をもつて組織する

ことに相なっております。

この法律による給與の種類は、俸給、扶養手当、勤務地手当及び特殊勤務手当の四種になっております。

まず俸給について御説明申し上げますならば、わが國における從來の俸給制度は、學歷、資格、勤続年數、生計費等に應じて漫然と定められております。その人の従事しておる職務であるとか、その他のことは、必ずしも合理的な相関關係がなかつたのであります。しかしながら、本來職階給與制度においては、同等の職務に対しては同等の給與を與え、職務に關係のない事

は、政令で一般の行政官廳とは異なる級のわけ方、俸給の幅を定め得ることといたしてあります。右のようにいたして、一應各職員の仕事の級に應ずる俸給が定まるわけですが、各職員の仕事の級に應ずる俸給の額が、その仕事の級の級に應ずる俸給の最高をも超えるような場合には、特に極端な場合を除いて、自分の間その現俸給の額を認めていく方針にしております。

なお、現行の年齢による最低保障給も、臨時給與委員會の第一報告書の定めるところによつて、これを改訂することにいたしました。

なお扶養手当は、扶養親族一人について二百五十円、その支給方法は従前の通りであります。

勤務地手当の地区区分支給割合は、地域給審議会の議を経て大蔵大臣がこれを定めることにいたしております。特殊勤務手当につきましては、従来種々雑多な手当が存在し、給與体系の混乱を來していたのでありますが、それらを整理して、処理し得るものほでき得る限り俸給に取入れることとし、その勤務に對する報酬について特別の考慮を必要とする場合に限つてこれを認めていくことにいたしましたのであります。その細目については、この法律に

基く政令をもつて定めることにいたしてあります。

さらに、この法律による給與と、すでに支給済みになつておる二千五百円水準の給與との差額は、この法律案が公布されたならば、速やかにこれを支給すべく準備を進めておるのであります。

次に、この法律案を実施するに必要な予算額は、一月ないし三月分については昭和二十二年一般会計予算補正(第十五号)及び特別会計予算補正(第十号)に、四月、五月分についてはそれらの暫定予算に計上されてあります。

以上が本案の要旨であります。これは、去る十八日附本委員会に付託されたのであります。二十日には大蔵大臣より提案理由の説明を聴取し、ただちに質疑に入り、爾來四回にわたつて、きわめて慎重に審議を続けてまいりました。すなわち二十日には、審議の慎重を期するため、参考人として日本教職員労働組合中央執行委員の岡三郎君、全官公職員労働組合協議会法制専門委員の平本充宏君の両君に出席を求め、意見を聴取いたしましたのであります。次いで二十二日には、今井給與局長と種々懇談を続け、二十五日より逐條審議に入り、地域給等の問題に

ついて、委員諸君と政府委員との間激しい質疑應答が交されたのであります。次いで二十八日には、根本的な問題について質疑が行われました。

まず民主主義の梅林委員より、私は賃金は國民の消費生活における現実とにらみ合せて考慮するべきものであると思う、従つて、本案は一應了承するけれども、あくまでもこれが暫定措置であるとするならば、將來は賃金に対して、大蔵當局はいかような構想をもつて臨む考であるかという質問がありました。これに対し、大蔵大臣より大體次のような答弁がありました。梅林君の説のごとく、給與は人間生活の基

本である以上、現実の消費生活に即したものでなければならず、今後ともその線に沿つて努力したい、なお本案は、一月から三月の分としてきめたものではない、必要によつて改訂を行うまでの間続くものであるという答弁があつたのであります。

次に社会党の川合彰武委員より、本法律案のうちに、政府と組合との団体交渉の結果による協定の外的事項が加わつておる。すなわち、第一條第一項に「人事」という文字を加えたこと、同條第二項には國家公務員法の條項を入れたこと、同條第三項に職階制度を入

れたこと、さらに第二十二條末尾に、新給與実施本部長に更正決定変更の命令権を與えたこと等は、明らかに協定の違反ではないかとの質問があつたのであります。これに対し、政府を代表して西尾國務大臣より、それら條項中協定に含まれないものがあるが、諸般の情勢により、政府の責任においてこれを加えたものであるとの答弁がありました。

さらに川合委員は、本法案の基礎たる二千九百二十円の賃金水準は、一月ないし三月の暫定的なものであつて、新年度以降においては新給與によつて支給されるものであると思ふが、いかであるかという質問に対し、北村大蔵大臣より、新給與が決定するまでの暫定給與であると答へ、さらに西尾國務大臣より、新給與は物價改訂と同時に決定する旨の答弁があつたのであります。

次いで川合委員より、第二十一條の「職務しなかつた」という條項の解釈を求めたところ、西尾國務大臣より、本人の都合による遅刻、早退等はもちろん、争議の場合等をも含むとの答弁があつたのであります。さらに、本法案が原案のまま通過した場合、組合はどういう態度をとると思ふかという質問に対し、加藤労働大臣、岡田運輸大臣より、この法案は政府と組合との協定を精神とするものであつて、ただ二三の点で違つた字句の表現があつて疑問が出たようであるが、こうならなければならなかつた事情をよく了承していただけるものと信ずる、かような答弁があつたのであります。

次いで、社会党の田中織之進君より、これとはほ同様の点につき補足的質疑がなされ、かくて本法案は、以上のようにきわめて慎重に審議を行い、同日討論を省略、ただちに採決に入りましたところ、大多数をもつて原案の通り可決したのであります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)
○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。堀江實藏君。

○堀江實藏君 この法案は、さきの全官公職員労働組合の争議解決のときの政府の約束を、政府みずから破つた法案であります。すなわちこの法案は、二千九百二十円ベースを一月一日に遡及して支給されるためのものであるが、それが明確に表現されていないし、また全官公職員労働組合を政府との了解事項以外の

間に対し、加藤労働大臣、岡田運輸大臣より、この法案は政府と組合との協定を精神とするものであつて、ただ二三の点で違つた字句の表現があつて疑問が出たようであるが、こうならなければならなかつた事情をよく了承していただけるものと信ずる、かような答弁があつたのであります。

ことが規定されておるが、その意図するところは何でありましょう。二千九百二十円ベースは、一月一三月の暫定給與であるにかかわらず、それを新物價改訂まで継続せんとするものであるとともに、官條主義支配をますます強化せんとするものであります。私は、この法案が本來の目的を明示していない点、政府と労働との了解事項以外の件が盛りこまれておる点等に対しまして、絶対反対するものであります。

すなわち第一條第一項に、「この法律は、二千九百二十円水準を一月一日に遡及し実施するために必要な事項を規定するものである。」という字句を挿入すべきであります。これは、この法律の生れる基礎である政府、組合側の確認事項であり、明記すべきものである。また第一條第一項の「政府職員の仕事及び給與に関する方針の統一を図るため」とあるうち、「人事」という字句は除くべきであります。この法律は、人事に関係のない給與だけに關するものであつたはずであります。

次に、第一條第二項の、この法律の規定が本年十二月三十一日まで有効であるという條項は、削除すべきであります。一月から三月までの臨時の給與に関するものを、本年末まで効力をも

ことが規定されておるが、その意図するところは何でありましょう。二千九百二十円ベースは、一月一三月の暫定給與であるにかかわらず、それを新物價改訂まで継続せんとするものであるとともに、官條主義支配をますます強化せんとするものであります。私は、この法案が本來の目的を明示していない点、政府と労働との了解事項以外の件が盛りこまれておる点等に対しまして、絶対反対するものであります。

たせることは、明らかに政府の詐欺的行爲であります。

次に、第一條第三項は全部削除すべきであります。政府が一方的に職階制の分類を定めるのは、全官公労組の存在を無視し、二千五百円平均のときの了解事項をふみにじるものであります。また、第二十一條も全部削除すべきであります。給與の差引を時間計算することは、いたずらに事を紛糾し、禍根を將來に残し、かつ官廳を再び官僚主義の巢窟とし、民主的な発達を阻害するものだからであります。

次に、二十二條末尾の「又はこれらの者に対しその決定を更正すべき旨を命ずることができる。」は、「相互の協議により定めることができる。」と改むべきであります。新給與実施本部が最後の決定機関ではなく、かつまた実質上あつてはならないのでありますから、かくのごとき強い命令権を付與することは不当であり、また、さきの実施本部を設ける際において、政府と全官公労組との了解事項に反するからであります。

また、第二十九條第一項中の「財務局及び税務署に在勤する政府職員に對する税務特別手当の支給に關する法律による手当その他この法律による給與に

相当する給與」なる字句は、削除すべきであります。税務署にある全財労組の諸君が、やみに寄生するところの新四所得階級から税をとるとき、身に及ぶ非常な危険を冒して徴税に努めているに對し拂うべき危険手当ともいふべき手当を、この四百二十円の差額に含めるといふことは何事であるか、政府のやり方はまるで詐欺師であると思ひます。

以上の点が本案に反對する理由であります。私は以上の案を修正案として提出しました。しかし、財政金融委員會はこの案の審議を拒否したのであります。過般、全官公廳労組の諸君が、生活権の擁護のために、また日本經濟再建のために闘争に立ち上つたが、いろいろ交渉の結果、内外の諸情勢に鑑み、了解事項によつて矛を収められたことに對しましては、深甚の敬意と同情を禁じ得ざるものがあり、また、それにもかかわらず、了解事項に反してこの法律を提出したことは、爭議に際し平和的解決を常に口にする政府が、口とは反對に、事実において全官公廳労組を排斥する以外の何ものでもなく、また政府は、全官公廳労組がこの法律提出を了解しているごとく稱しているが、全官公廳労組諸君は断

じて了解していないのみか、重大なる関心を示しておるということを聞いております。かかる法律を提出する政府は、労働者、農民の犠牲のもとに、独占資本の支配を強化し、独占資本の利益のために經濟再建をはからんとする以外の何ものでもないことを立証し得るのであります。

新聞の報ずるところによれば、政府は、歴大な人民搾取の予算を提出せんとしておりますが、これによつてますます勤勞階級の生活は破滅のなかに押しやられるであろうことは、疑いなし事実であります。勤勞大衆の最低生活を保障する政治なくして、わが國の經濟再建は断じてあり得ないのであるにかかわらず、かかる法律、そしてまた反人民的な予算を提出するとは、まさに反動的であるといつて過言でないと思ひます。私は、この法律が全官公廳労組と政府の了解事項に基く正しき基礎のもとに修正せられんことを希望するがゆゑに、これに反する本法案に絶対に反對せざるを得ないのであります。何とぞ反對趣旨に諸君の賛成を求めまして、降壇いたします。

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第二 裁判官の報酬等に関する法律案(内閣提出)

第三 檢察官の俸給等に関する法律案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第二、裁判官の報酬等に関する法律案、日程第三、檢察官の俸給等に関する法律案、右両案は同一の委員會に付託された議案でありますから、一括して議題いたします。委員長の報告を求めます。

司法委員長井伊誠一君。

裁判官の報酬等に関する法律案

裁判官の報酬等に関する法律

第一條 裁判官の受ける報酬その他の給與については、この法律の定めるところによる。

第二條 裁判官の報酬月額は、別表による。

第三條 各判事、各判事補及び各簡易裁判所判事の受ける別表の報酬

の号は、最高裁判所が、これを定める。

第四條 裁判官の報酬は、発令の日から、これを支給する。但し、裁判官としての地位を失つた者が、即日裁判官に任ぜられたときは、発令の日の翌日から報酬を支給する。

2 裁判官の報酬が増額された場合には、増額された日からあらたな額の報酬を支給する。

第五條 裁判官が死亡し、又はその地位を失つたときは、その日まで、報酬を支給する。

第六條 裁判官の報酬は、毎月、最高裁判所の定める時期に、これを支給する。但し、前條の場合においては、その際、これを支給する。

第七條 第四條又は第五條の規定により報酬を支給する場合においては、その報酬の額は、報酬月額の二十五分の一をもつて報酬日額とし、日割によつてこれを計算する。但し、その額が報酬月額を超えるときは、これを報酬月額にとどめるものとする。

第八條 裁判官の退官手当は、一般の官吏の例に準じて最高裁判所の

定めるところにより、これを支給する。但し、彈劾裁判所の罷免の裁判に因る退官の場合には、これを支給しない。

第九條 報酬及び退官手当以外の給與は、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官には、國務大臣の例に準じ、その他の裁判官には、一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定めるところによりこれを支給する。但し、労働基準法の施行等に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十七号）による超過勤務手当は、これを支給しない。

第十條 生計費及び一般資金事情の著しい変動により、一般の官吏について、政府がその俸給その他の給與の額を増加し、又は特別の給與を支給するときは、最高裁判所は、裁判官について、一般の官吏の例に準じて、報酬その他の給與の額を増加し、又は特別の給與を支給することができる。

第十一條 裁判官の報酬その他の給與に関する細則は、最高裁判所

が、これを定める。

附則

第十二條 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、報酬その他の給與（旅費を除く。以下これに同じ。）の額に関する規定は、昭和二十三年一月一日に遡及して、これを適用する。

2 昭和二十三年一月一日以後すでに支給された報酬その他の給與は、前項但書の規定により支給されるべき報酬その他の給與の内拂とみなし、これを超える額（退官手当及び死亡賜金にかかる部分の金額を除く。）は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の適用については、同法第三十八條第一項第五号の給與とみなす。

第十三條 判事を兼ねる簡易裁判所判事の報酬月額、判事の報酬月額による。

第十四條 裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十五号）は、これを廃止する。但し、司法修習生の受ける給與については、なお従前の例による。

罰則

裁判官の報酬等に関する法律案(内)	区 分		月 額
	最高裁判所長官	最高裁判所判事	
判 事	最高裁判所長官	最高裁判所判事	二万五千元
	東京高等裁判所長官	東京高等裁判所判事	二万八千元
	その他の高等裁判所長官	その他の高等裁判所判事	一万七千元
	一号	一号	一万四千元
	二号	二号	一万三千元
	三号	三号	一万二千元
	四号	四号	一万一千元
	五号	五号	一万元
判 事 補	一号	一号	八千元
	二号	二号	七千元
	三号	三号	六千元
	四号	四号	五千元
	五号	五号	四千元
	六号	六号	三千五百円
	一号	一号	一万元
	二号	二号	一万元
簡易裁判所判事	三号	三号	八千元
	四号	四号	七千元
	五号	五号	六千元
	六号	六号	五千円
	七号	七号	四千円
	八号	八号	三千五百円
	九号	九号	三千円
	十号	十号	二千五百円

閣提出）に関する報告書「都合により第六十五号の末尾に掲載」

檢察官の俸給等に関する法律案

檢察官の俸給等に関する法律

第一條 檢察官の給與に關しては、檢察廳法及びこの法律に定めるものを除くの外、檢察總長、次長、檢察官及び檢察事務官については、國務大臣の例により、その他の檢察官については、一般官吏の例による。

但し、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十七号）による超過勤務手当は、これを支給しない。

第二條 檢察官の俸給月額は、別表による。

第三條 法務総裁は、各檢察事及び各副檢察事の別表により受くべき俸給の号俸を、職務と責任に應じ、更に勤務成績を考慮し、且つ初任給、昇給その他檢察事及び副檢察事の受くべき俸給の号俸の決定に関する準則に従つて、これを決定する。

第四條 檢察廳法第二十四條の規定により欠位を待つことを命ぜられた檢察官には、引きつづき扶養手当及び勤務地手当を支給する。

附則

第五條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第六條 この法律の規定による俸給その他の給與（旅費を除く。）は、昭和二十三年一月一日に遡及してこれを支給する。

2 昭和二十三年一月一日以後すでに支給された俸給その他の給與は、前項の規定により支給されるべき俸給その他の給與の内拂とみなし、これを超える額（退職手当及び死亡賜金にかかる部分の金額を除く。）は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の適用については、同法第三十八條第一項第五号の給與とみなす。

第七條 檢察官の俸給等の應急的措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十六号）は、これを廃止する。

第八條 この法律の規定は、國家公務員法の如何なる條項をも廃止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。

別表	区 分	月 額	検 事												副 検 事			
			一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号	十二 号	一 号	二 号	三 号	四 号
検事総長		二万円																
次長検事		一万七千円																
東京高等検察廳検事長		一万八千円																
その他の検事長		一万七千円																
		一万三千円																
		一万二千円																
		一万円																
		九千円																
		八千円																
		七千円																
		六千円																
		五千円																
		四千五百円																
		四千円																
		三千五百円																
		三千円																

検察官の俸給等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により第六十五号の末尾に掲載〕

〔井伊誠一君登壇〕

○井伊誠一君 たいま議題と相なりました裁判官の報酬等に関する法律案と検察官の俸給等に関する法律案との両案について、司法委員会における審議の経過並びに結果の概略を御報告申し上げます。両案は密接不離の關係がありますから、政府原案の要旨については各別に申し上げますが、審議経過並びに結果については、両案を一括して御報告申し上げることといたします。

まず、裁判官の報酬等に関する法律案について申し上げます。

裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律の効力は、すでに第一回國會と第二回國會との二回にわたり延長せられました。遂に五月三日をもつてその効力を失うに至つたのであります。他方において一般の政府職員の給与は、政府職員の俸給等に関する法律により、平均月収二千九百二十円の基準で体系づけられることに相なりまし

た。この際裁判官の報酬についても、行政官の給与に對應してその職務の特殊性と重要性とに鑑み、職階制を加味した新水準の給与を定めることとしたのであります。これが裁判官の報酬等に関する法律案を提出する理由であります。

さて、新憲法が裁判官の報酬について特に規定を設けているのは、その報酬が裁判官にふさわしい生活を保障するに足るものでなければならぬ趣旨と想われます。従つて裁判官は、一般行政官に比較して高い報酬を受けるべきが当然であります。米國及び英國の裁判官が、他の官吏に比較して特に高い待遇を受けておることは、御承知の通りであります。もつとも、わが國財政の窮迫の折柄でありますし、また政府職員全般の給与体系との均衡も考慮しなければなりません。よつて、この法案においては、別表において判事の月給額の最低は三千五百円とし、最高は一万四千円とし、認証官については一万七千円から二万五千円としたのであります。もつとも、超過勤務手当は支給いたしません。以上が政府原案の要旨であります。

次に検察官の俸給等に関する法律案について申し上げます。

検察官の俸給等の應急的措置に関する法律は、すでに二回にわたりその効力が延長せられましたが、すでに五月三日にその効力を失いました。この間、國家公務員全般の給与は、前述の通り二千九百二十円の基準にて体系づけられたのであります。検察官は行政官でありますけれども、その性格は準司法官的でありますから、これを一般行政官と區別して、裁判官に対する給与に準じてその給与を定める必要があります。これが検察官の俸給等に関する法律案を提出する理由であります。

さて検察官は、御承知の通り國內治安の確保に日夜苦心し、凶悪事犯の検挙や経済事犯の処理に忙殺され、近年は隠匿物資の摘発に当り、その功績は顯著なるものがあります。よつて検察官の待遇額については、別表において検事の月給額の最低は三千円とし、最高は一万三千円とし、認証官については一万七千円から二万四千としたのであります。もつとも、超過勤務手当はこれを支給いたしません。以上が政府原案の要旨であります。

司法委員会は、五月一日付託されるや、ただちに両法案の説明を聴き、五月四日に公聴會に準ずる懇談會を開き、裁判官代表、検察官代表、弁護士代表を招き、それらの意見を聴取して審議の参考とし、その後数回にわたり審議を続けました。その間、委員と總理大臣、國務大臣、政府委員との間に重要な質疑應答がありました。以下、司法委員会における質疑應答のおもなるものを御紹介申し上げます。

第一に、裁判官の報酬の法案を立案するにあつて、いかなる根本理念によつてその報酬を定めたものであるか、また検察官の俸給法案の根本理念は何かという質疑がありました。これに対して政府から、裁判官の報酬は、憲法上の三権分立主義により定められた裁判官の地位に基いて定められたものである、しかして裁判官は、裁判所の法廷構成において檢察官の上位にあらねばならぬ、けれども、さしあたり現状において、待遇問題においてまで檢察官の俸給が裁判官の報酬より少くあらねばならぬという根拠はないという答弁がありました。

第二に、裁判官と檢察官との同待遇論につき政府の所見を質しましたところ、政府より次の答弁がありました。すなわち憲法の精神に鑑み、最高裁判所の裁判官は優遇せらるべき必然性が

あると思ふ、待遇問題においても、判事と検事との間には原則として差別を設ける必要がある、換言すれば、現在は別として、近き将来においては、検事は判事より低き待遇をもつて満足しなければならぬと思ふ、ただし、これは来るべき将来における原則であつて、さしあたりの現状においては、任用條件も大して差異なく、勤務條件も同様な環境のもとにあるから、今急に著しい差異を設けることは適當でないといふのであります。

第三に、何ゆゑに裁判官及び検察官に對し超過勤務手当を支給しないのかという質疑に對し、政府より、國家財政窮乏の折柄であるし、行政官についても、比較的高額の所得者はこれを辭退する例も少なくないし、かつ裁判官、檢察官の超過勤務についてはある程度存在すると推定し、若干時間の超過勤務手当を報酬額並びに俸給額に含めてあるからであるといふ答弁がありました。

第四に、兩法案については、閣議で一度決定したものが取消された、すなわち閣議の変更があつたのだというよりな印象を世間に與えている、閣議決定の経緯はどうかという質疑がありました。これに對して政府から、兩法案

とも、四月二十六日の閣議において一應の決定がなされたのであるが、二十七日に至つて、別表の数字の取扱ひに異論が出た、よつて四月三十日に閣議を開き、兩法案について正式に決定したものであり、國會に提出したものがそれであるといふ答弁がありました。

以上が質疑應答のおもなる点であります。以上が、一部に強い判檢事同待遇論のあつたことでもあります。この種の意見におけるおもなる論拠は、裁判官について、憲法に相當額の報酬を受けると規定してあつても、同様に保障もされてゐる議員の歳費と對比して考へるならば、ひとり最高裁判所の判事のみが高給を食むのは、必ずしも憲法の精神ではない。また現行任用制度のもとにおける判事の資格と犯罪増加の現状を考慮するならば、判事が檢察官より優遇される理由がないといふにあります。しかし同意見の對立も、委員会全般の強い要望にこたえて、將來における司法官任用制度の改善に關しこれらの意見を考慮するといふ政府の見解が表明せられることによつて、五月二十七日に至り一應落着くこととなりまして、同日、各党の共同提案になる修正案が提出せられました。すなわちその

内容は、東京及びその他の高等裁判所長官の月額をおの／＼一千円ずつ増加するといふことであります。その理由は、裁判官は檢察官よりも、いくらかなりとも多く月額を受けるのが適當であるといふことであります。

次いで討論の際、各党委員よりそれぞれ、裁判官の報酬等に関する法律案については各党共同提案のごとく修正することに賛成し、檢察官の俸給等に関する法律案については原案に賛成する意見の開陳があり、採決の結果、裁判官の報酬等に関する法律案は全会一致をもつて修正議決せられ、檢察官の俸給等に関する法律案は全会一致をもつて原案通り可決した次第であります。

以上、兩案について御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 兩案を一括して採決いたします。日程第二の委員長報告は修正であります。日程第三の委員長報告は可決であります。兩案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて兩案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第四 墓地、埋葬等に関する法律案(内閣提出)

第五 食肉輸入取締規則を廃止する法律案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第四、墓地、埋葬等に関する法律案、日程第五、食肉輸入取締規則を廃止する法律案、右兩案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長報告を求めます。厚生委員長山崎勇君。

墓地、埋葬等に関する法律案

第一章 総則

第一條 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、國民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

第二條 この法律で「埋葬」とは、死体(妊娠四箇月以上の死胎を含む。以下同じ。)を土中に葬ることをいう。

2 この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。

3 この法律で「改葬」とは、埋葬した

死体を他の墳墓に移し、又は埋藏し、若しくは收蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。

4 この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋藏する施設をいう。

5 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府縣知事の許可をうけた区域をいう。

6 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を收蔵するために、納骨堂として都道府縣知事の許可をうけた施設をいう。

7 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府縣知事の許可をうけた施設をいう。

第二章 埋葬、火葬及び改葬

第三條 埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定めがあるものを除く外、死亡又は死産後二十四時間を経過した後でなければ、これを行つてはならない。但し、妊娠七箇月に満たない死産のときは、この限りでない。

第四條 埋葬又は焼骨の埋藏は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。

② 火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。

第五條 埋葬又は火葬を行わうとする者は、死亡地又は死産地、死亡地又は死産地の判明しないときは、死体の発見地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2 改葬を行わうとする者は、省令の定めるところにより、死体又は焼骨の現に存する地の市町村長の許可を受けなければならない。

第六條 汽車その他の交通機関（船舶を除く。以下同じ。）の中で死亡又は死産があつた場合において、その死体を埋葬又は火葬しようとする者は、死亡にあつては死体をその交通機関から降ろした地、死産にあつては死産をした母がその交通機関から降りた地の市町村長の許可を受けなければならない。

第七條 船舶の中で死亡又は死産があつたときは、その死体を埋葬又は火葬しようとする者は、その船舶が最初に入港した地の市町村長の許可を受けなければならない。

第八條 市町村長が、前三條の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を與えるときは、埋葬許可証、

改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。

2 市町村長は、死亡若しくは死産の届出を受理し、又は船舶の船長から、死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた後でなければ、埋葬許可証又は火葬許可証を交付してはならない。

第九條 死体の埋葬又は火葬を行う者が、ないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

2 前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の規定を準用する。

第三章 墓地、納骨堂及び火葬場

第十條 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廢止しようとする者も、同様とする。

第十一條 都市計画事業又は特別都

市計画事業として執行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廢止については、主務大臣の決定をもつて、前條の許可があつたものとみなす。

2 都市計画法（大正八年法律第三十六号）第十二條又は特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）第五條の土地區劃調整の施行により、墓地の新設、変更又は廢止を行う場合は、耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第十七條第二項の規定にかかわらず、換地処分の認可をもつて、前條の許可があつたものとみなす。

第十二條 墓地、納骨堂又は火葬場の經營者は、管理者を置き、管理者の本籍、住所及び氏名を、墓地、納骨堂又は火葬場所在地の市町村長に届け出なければならない。

第十三條 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋藏、收藏又は火葬の求めを受けたときは、正當の理由がなければこれを拒んではならない。

第十四條 墓地の管理者は、第八條の規定による埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ、埋葬又は焼骨の埋藏

をさせてはならない。

2 納骨堂の管理者は、第八條の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、焼骨を收藏してはならない。

3 火葬場の管理者は、第八條の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、火葬を行つてはならない。

第十五條 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、省令の定めるところにより、図面、帳簿又は書類等を備えなければならない。

2 前項の管理者は、墓地使用者、焼骨收藏委託者、火葬を求めた者、その他死者に関係ある者の請求があつたときは、前項に規定する図面、帳簿又は書類等の閲覧を拒んではならない。

第十六條 墓地又は納骨堂の管理者は、埋葬許可証、火葬許可証又は改葬許可証を受理した日から、五箇年間にこれを保存しなければならない。

2 火葬場の管理者が火葬を行つたときは、火葬許可証に、省令の定める事項を記入し、火葬を求めた者に返さなければならない。

第十七條 墓地又は火葬場の管理者は、毎月五日までに、その前月中

の埋葬又は火葬の状況を、墓地又は火葬場所在地の市町村長に報告しなければならない。

第十八條 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該吏員に、火葬場に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる。

2 当該吏員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第十九條 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第十條の規定による許可を取り消すことができる。

第四章 罰則

第二十條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第十條の規定に違反した者
二 第十九條に規定する命令に違

反した者

第二十一條 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

一 第三條から第七條まで、第十二條から第十七條までの規定に違反した者

二 第十八條の規定による当該吏員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者、又は同條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

第二十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

附則

第二十三條 この法律は、昭和二十三年六月一日から、これを施行する。

第二十四條 日本國憲法施行の際に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和二十二年法律第七十二号）第一條の四により法律に改められた左の命令は、これを廃止する。

墓地及埋葬取締規則（明治十七年太政官布達第二十五号）

墓地及埋葬取締規則に違背する者処分方（明治十七年太政官達第八十二号）

埋火葬の認許等に関する件（昭和二十二年厚生省令第九号）

第二十五條 この法律施行前になした違反行為の処罰については、なお従前の例による。

第二十六條 この法律施行の際現に従前の命令の規定により都道府縣知事の許可をうけて墓地、納骨堂又は火葬場を經營している者は、この法律の規定により、それぞれ、その許可をうけたものとみなす。

第二十七條 従前の命令の規定により納骨堂の經營について都道府縣知事の許可を必要としなかつた地域において、この法律施行の際現に納骨堂を經營している者で、この法律施行後も引き続き納骨堂を經營しようとするものは、この法律施行後三箇月以内に第十條の規定により都道府縣知事に許可の申請をしなければならぬ。

可を受けたものとみなす。

第二十八條 この法律施行の際現に従前の命令の規定に基いて市町村長より受けた埋葬、改葬若しくは火葬の認許又はこれらの認許証は、それぞれ、この法律の規定によつて受けた許可又は許可証とみなす。

墓地、埋葬等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

掲載

食肉輸入取締規則を廃止する法律案

法律

食肉輸入取締規則（昭和二年内務省令第四号）は、これを廃止する。

附則

この法律は、昭和二十三年六月一日から、これを施行する。

食肉輸入取締規則を廃止する法律案（内閣提出）に関する報告書

掲載

〔山崎岩男君登壇〕

○山崎岩男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御告申し上げます。

まず、墓地、埋葬等に関する法律案について申し上げます。

本案の提案理由について申し上げますれば、從來墓地、納骨堂または火葬場の受理及び埋葬、火葬等に関しては、墓地及埋葬取締規則に違反する者処分方及び埋火葬の認許等に関する件の三規則によつて規制されてまいつたのでありますが、これらの規則は、日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律第一條の四の規定により、必要な改廃の措置をとらなければならないこととなりましたので、その措置として、これら三つの規則を総合いたしました法律案を提出いたすこととなつた次第であります。

本法律案のおもな内容は、埋葬、火葬及び改葬に關し手続その他必要な規定をすることともに、墓地、納骨堂及び火葬場の管理者の義務その他管理に関する規定を設けたことであります。

本法案は、五月四日本委員会に付託されたのでありますが、委員会は、五月二十六日政府の説明を聞いた後、た

だちに質疑に入つたのであります。そのおもなものを申し上げますれば、第一に、墓地、埋葬等の施設の基準に関する規定を欠くが、いかなる措置を講ずるか。その質問に対しては、政府委員により、施設の基準は都道府縣知事がそれ〴〵地方の実情に應じて定めることとなつてゐるが、その際立法の趣旨に副うよう考慮するとの答弁がありま

した。第二の質問といたしまして、第十三條の「正当の理由がなければ」とはどういう場合かとの質問に對しましては、施設に收容能力があるにもかかわらず、經濟上不利であるため拒絶するといふような場合であつて、その判定は社会通念でおのづから定まつてくるとの答弁がありました。第三は、管理者の遺骨保管の義務年限についての質問に對しましては、それは個々の寄託の條件によつて異なるとの答弁があつたのであります。

かくして、五月二十八日討論を省略して採決をいたしましたところ、全員一致をもつて原案通り可決いたしました次第でございます。

次に、食肉輸入取締規則を廃止する法律案につきまして申し上げます。本法案の提案理由を申し上げますれば、食肉輸入取締規則は、輸入食

肉の衛生上の取締りを徹底するため、昭和二年内務省令第四号をもつて制定されたものでありますが、日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律第一條の四の規定によりまして、必要な改訂の措置をとらなければならないこととなつております。しかしながら、未だ食肉の輸入が行われるに至つておりませんので、一應これを廢止する措置をとる必要があるというのであります。

本法律案は、五月五日本委員会に付託されましたが、本委員会は、五月二十六日政府の説明を聴いた後審議に入り、特に質疑もなく、五月二十八日、討論を省略して採決いたしましたところ、全員一致をもつて原案通り可決いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松岡駒吉君) 両案を一括して採決いたします。両案の委員長報告はいずれも可決であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第六 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第六、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、日程第七、昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。財政及び金融委員会理事梅林時雄君。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四條ノ二中「四百億圓」を「七百億圓」に改める。

第四條ノ三 政府ハ食糧ノ買入代金ノ支拂ニ付其ノ事務ノ一部ヲ銀行(日本銀行ヲ除ク以下同シ)、農業協同組合又ハ農業會ニ委託スルコトヲ得

ト得

前項ノ場合ニ於テ政府ハ日本銀行又ハ農林中央金庫ニ對シ資金ヲ交付シ銀行、農業協同組合又ハ農業會カ行フ食糧ノ買入代金ノ支拂ニ必要ナル資金ヲ交付セシムルコトヲ得

農林中央金庫ハ農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二號)第十條ノ規定ニ拘ラス前項ノ資金ノ交付ニ關スル事務ヲ行フコトヲ得

第六條中「及附屬雜收入」を「食糧管理法(昭和十七年法律第四十號)第三十條ノ第五項ノ規定ニ依ル納付金及附屬雜收入」に改め、「運搬ニ關スル諸費、」の下に「食糧配給公園」ノ交付金、」を加える。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第六條の改正規定は、昭和二十三年度分から、これを適用する。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書(都合により第六十五号の末尾に掲載)

昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律の一部を改正する法律

昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律(昭和二十三年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第一項中「六月一日」を「七月一日」に、「同月三十日」を「同月三十一日」に改め、第二項中「五月三十一日」を「六月三十日」に改める。

第三項から第六項までを次のように改める。

昭和二十三年に限り、所得税法中七月予定申告書及び七月修正予定申告書に関する規定は、これを適用しない。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書を提出した者は、同法第三十條第一項の規定にかかわらず、その予定納税額の三分の一に相当する税額の所得税を、左の三期において、政府に納付しなければならぬ。

第一期 昭和二十三年七月一日か

ら同月三十一日限
第二期 昭和二十三年十月一日から同月三十一日限

第三期 昭和二十四年一月一日から同月三十一日限

昭和二十三年に限り、所得税法第二十二條第一項の規定による十月予定申告書を提出した者は、同法第三十條第二項の規定にかかわらず、その予定納税額の二分の一に相当する税額の所得税を、第二期及び第三期において、政府に納付しなければならない。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十三條第二項第一号の規定による十月修正予定申告書を提出した者が第二期及び第三期において納付すべき所得税額は、同法第三十一條第二号の規定にかかわらず、第四項の規定による当該納期分の所得税額につき、四月予定申告書に記載された予定納税額と十月修正予定申告書に記載された予定納税額との差額の二分の一に相当する金額を加算又は減算した金額による。

昭和二十三年に限り、所得税法中「第三期」とあるのは「第二期」と、「第四期」とあるのは、「第三期」とそれぞれ読み替へるものとする。

午後四時三十七分散会

昭和二十三年に限り、所得税法中「第三十條又は「第三十條第一項又は第二項」とあるのは、「昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律（昭和二十三年法律第十五号）第四項又は第五項」と、所得税法中「第三十一條又は「第三十一條各号」とあるのは「昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律（昭和二十三年法律第十五号）第六項」とそれぞれ読み替へるものとする。

附則
この法律は、公布の日からこれを施行する。

昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律の二部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により第六十五号の末尾に掲載〕
〔梅林時雄君登壇〕
○梅林時雄君 たいいま議題となりました二法律案について、財政及び金融委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。
まず、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

す。改正の内容は次の三点であります。第一点は、食糧管理特別会計におきまして、本年度の食糧買入計画に基づき、これが所要資金を推算いたしましたる、供出の最盛期と目される昭和二十四年一月においては約六百億円、供出数量の増加、供出期日の短縮及び買拂代金の回収までの期間に要する資金等の需要増加約八十億円、それに若干の余裕を見込みますと七百億円の資金を必要といたしますので、従来四百億円となつておりました食糧証券及び一時借入金限度額を、七百億円まで引上げる必要があるものであります。

第二点は、食糧買入代金は、従来もつばら農林中央金庫を通じ、農業系統によつて支拂を行つてまいつたのでありますが、今般供出者の利便を考慮して、協同組合系統のほか、任意の市中銀行においてもこれが支拂を受けることができることとし、必要な一線を改正案中に織り込んだ次第であります。

第三点は、食糧配給公團の人員費、事務費の同公團に対する交付金と同公團からの納付金は、従来一般会計でこれを行つておりましたが、これをこの会計の所屬とする必要があり、必要な

改正措置を講じた次第であります。次に、昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、さきに國會の審議を結ばし、本年に限り所得税の予定申告書の提出及び納期の特例を設け、所得税法の改正案が國會で可決された後、改正規定に従つて所得税の四月予定申告書を提出し、第一期の納税をするようにいたしましたのであります。目下政府は、最近における経済情勢の推移等に照らし、租税負担を軽減するため具体案を検討中ではありますが、その提案の時期が、諸般の事情により遅延することと相なりましたので、本年に限り所得税の四月予定申告書は本年七月一日の現況によつて記載し、七月一日から同月三十一日まで提出することとし、所得税の第一期の納期も七月一日から同月三十一日限りとして、それ〴〵三箇月繰延べることとした次第であります。また

右に伴い、本年に限つて所得税の納期はこれを三期とし、予定納税額の三分の一ずつを七月、十月及び一月に納付するようになしたいというのであります。

以上の両案については、それ〴〵去る二十五日及び二十七日提案理由の説明を聴取し、食糧管理特別会計法の一部改正については二、三箇單な質疑のあつた後、昨二十八日討論を省略して採決いたしましたところ、両案とも全会一致をもつて原案通り可決いたしました。

右、御報告申し上げます。（拍手）
○議長（松岡駒吉君） 両案を一括して採決いたします。両案の委員長報告はいずれも可決であります。両案は委員長報告の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕
○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

○山下榮二君 自由討論はこれを延期し、本日はこれにて散会せられんことを望みます。

○議長（松岡駒吉君） 山下君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕
○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

本日はこれにて散会いたします。

出席國務大臣
内閣總理大臣 芦田 均君
兼外務大臣
大藏大臣 北村徳太郎君
國務大臣 鈴木 義男君
農林大臣 永江 一夫君
商工大臣 水谷長三郎君
運輸大臣 岡田 勢一君
労働大臣 加藤 勘十君
國務大臣 苦米地義三君
國務大臣 野溝 勝君
出席政府委員
大藏政務次官 荒木萬壽夫君
大藏事務官 福田 赳夫君
厚生技官 三木 行治君
商工政務次官 正木 清君
商工事務官 玉置 敬三君

〔朗読を省略した報告〕
一、去る二十七日松岡議長は、芦田内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

（特別調査調整局局長） 小澤 成一
（特別調査調整局事務官） 長 總理事務官

一、昨二十八日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

電話の加入申込者等に公債を引き受

電話の加入申込者等に公債を引き受

けさせるための臨時措置に関する法律

行政代執行法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律

日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律

一、昨二十八日國會において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨參議院に通知した。

昭和二十三年年度一般會計暫定予算補正(第三号)

昭和二十三年年度特別會計暫定予算補正(特第二号)

一、昨二十八日松岡議長は、戸田内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

(鐵道總局總務局主計第一課長)運輸事務官 田中健之助

(鐵道總局業務局總務課長)運輸事務官 石井 昭正

(鐵道公安事務局長)運輸事務官 川原 道正

(陸運監理局自動車部長)運輸事務官 島居辰次郎

(陸運監理局監理部長)運輸事務官 柴田 吟三

一、昨二十八日戸田内閣總理大臣から松岡議長宛、次の通り命令があつた

旨の通知を受理した。

労働事務官 齋藤 邦吉

第二回國會政府委員を命ずる(五月二十七日)

總理事務官 小澤 成一

第二回國會政府委員を命ずる(五月二十八日)

一、去る二十七日衆議院規則第十四條但書により議長において次の通り議席を変更した。

三三〇 八木 一郎君

三二五 本多 市郎君

三二六 森 幸太郎君

三二七 周東 英雄君

三五〇 長崎縣第一區選出議員

四二〇 齋藤 隆夫君

一、去る二十七日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

國土計画委員 清澤 俊英君

農林委員 伊瀬幸太郎君

一、去る二十七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

國立計画委員 伊瀬幸太郎君

農林委員 清澤 俊英君

一、昨二十八日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

水産委員会

理事 藤原繁太郎君(理事鈴木善幸君昨二十八日理事辭任につきその補欠)

宇都宮則綱君(理事馬越見君四月六日委員辭任につきその補欠)

理事 宇都宮則綱君(理事馬越見君四月六日委員辭任につきその補欠)

理事 鈴木 善幸君(理事加藤吉太夫君一月三十一日委員辭任につきその補欠)

一、昨二十八日常任委員会において、次の通り理事を追加選任した。

水産委員会

理事 石原 圓吉君

一、昨二十八日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

治安及び地方制度委員

井上 知治君

労働委員 石田 博英君

財政及び金融委員 鈴木 正文君

予算委員 磯崎 貞序君

一、昨二十八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

治安及び地方制度委員

原田 憲君

労働委員 鈴木 正文君

財政及び金融委員 倉石 忠雄君

予算委員 片岡伊三郎君

一、昨二十八日議長において、次の特別委員の辭任を許可した。

水害地対策特別委員

並木 芳雄君

一、昨二十八日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

水害地対策特別委員

栗田 英男君

一、去る二十七日議員から提出した議案は次の通りである。

國際労働機關への復帰に関する決議案(米窪滿亮君外二名)

一、去る二十七日議員から次の議案は委員會の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

國際労働機關への復帰に関する決議案 米窪滿亮君外二名

一、去る二十七日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

特許法等の一部を改正する法律案

一、去る二十七日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員會に付託された。

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出(予備第五号))

飲工業委員會 付託

一、去る二十七日參議院に送付した本院提出案は次の通りである。

消防法案

一、去る二十七日參議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和二十三年年度一般會計暫定予算補正(第三号)

昭和二十三年年度特別會計暫定予算補正(特第二号)

行政官廳法等の一部を改正する法律案

一、昨二十八日予備審査のため參議院から送付された次の議案を受領した。

青年輔導法案(參議院議員鬼丸義齋君提出)

一、昨二十八日予備審査のため參議院から送付された議案は次の委員會に付託された。

青年輔導法案(參議院送付)(予備第六号) 司法委員會 付託

一、昨二十八日參議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和二十三年年度一般會計暫定予算補正(第三号)

昭和二十三年年度特別會計暫定予算補正(特第二号)

電話の加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律案

行政代執行法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

する命令の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二十七日提出した緊急質問は、次の通りである。

主食配給の見通しについての緊急

質問(森幸太郎君提出)

一、去る二十七日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

仙臺市の都市復興計画に関する質問主意書(庄司一郎君提出)

問主意書(庄司一郎君提出)